# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2019年7月24日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 C E O 兼代表取締役社長 中川 順子

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 野村国内債券インデックスファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。 信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

野村国内債券インデックスファンド (以下 「ファンド」といいます。)

# (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。) なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (5)【申込手数料】

ありません

(購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

#### (6)【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位 \*収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

#### (7)【申込期間】

2019年7月25日から2020年7月29日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

# (9)【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込金額を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。 各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

# (12)【その他】

# 申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無 手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出く ださい。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付 単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

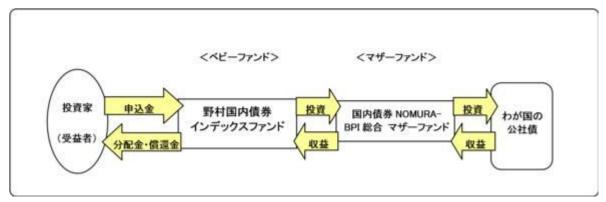
#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

わが国の公社債を実質的な主要投資対象 とし、NOMURA BPI総合(NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドは、「国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

# 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

ファンドは、マザーファンドのほかに、直接公社債等に投資する場合があります。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

# 信託金の限度額

信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村国内債券インデックスファンド)

# 《商品分類表》

野村アセットマネンメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
M /4- Til	国 内	株式	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
単位型	海外	□ 債 券 □ 不動産投信	インデックス型
追加型	内外	その他資産 ( )	特殊型
		資産複合	

# 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回			日経225
債券   一般	年6回	北米	ファミリーファンド	
公債 社債	(隔月)	区欠州		
その他債券	年12回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		7 A //
その他資産	<b>その他</b> ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (NOMURA-BPI
(投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)		総合)
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

# <商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

# [投資対象地域による区分]

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資対象資産による区分 ]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

# [投資対象資産による属性区分]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 「インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 1

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

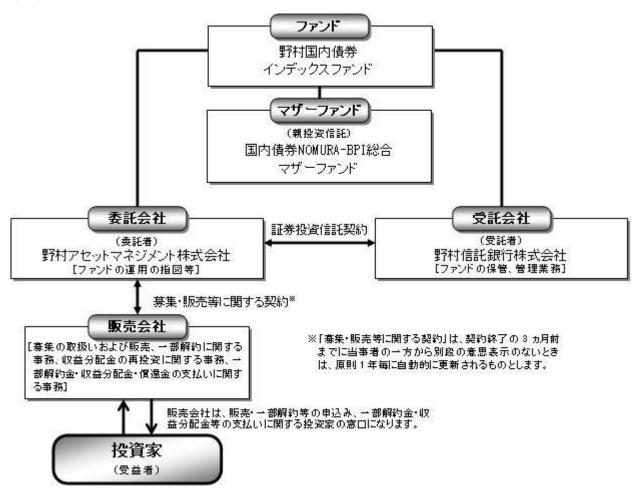
#### [特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

#### (2)【ファンドの沿革】

2002年11月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

# (3)【ファンドの仕組み】



# 委託会社の概況(2019年6月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

#### 2【投資方針】

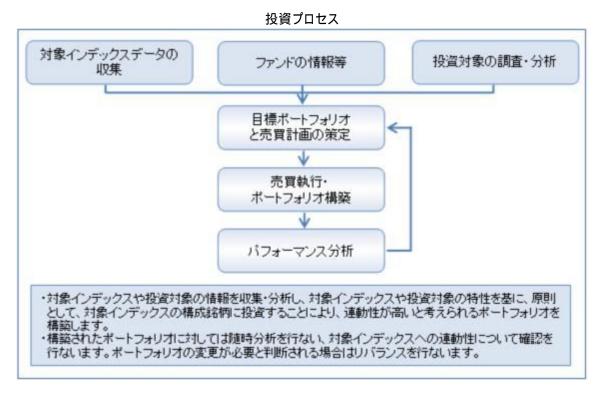
## (1)【投資方針】

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

#### NOMURA-BPI総合とは

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドおよびマザーファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。



\*上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

# 投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## 有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券NOMURA BPI総合 マザーファンド (「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債のに限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。) の行使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に限ります。)

14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といいます。

#### 金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

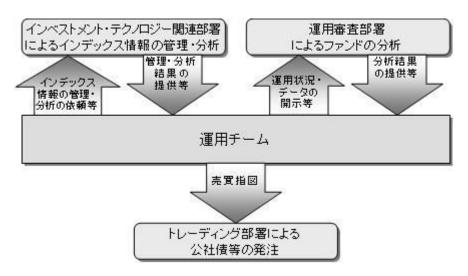
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

# (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

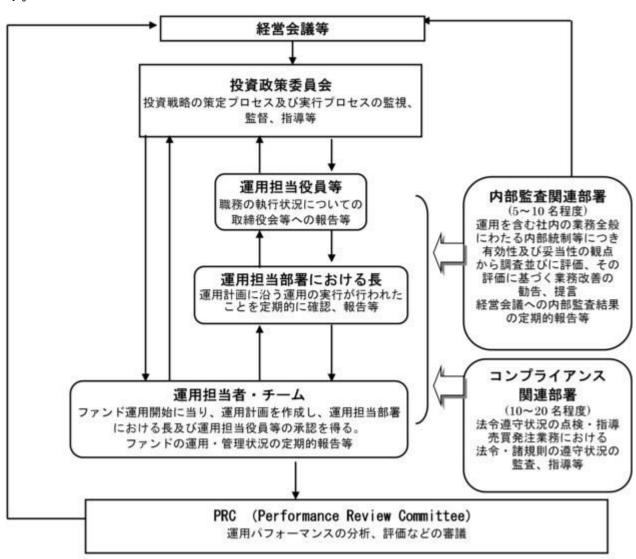


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額 について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5)【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新 株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の 純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法(3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

## スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第27条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないも

のとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りで はありません。

- ( ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )上記( )においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ( ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額 等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 投資する株式の範囲(約款第23条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の 発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行 会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式につい ては、この限りではありません。
- ( )上記( )の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)
  - 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額 の10%以内とします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## 公社債の借入れ(約款第29条)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
- ( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### 資金の借入れ(約款第37条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

### (参考)マザーファンドの概要

(国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1.基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。</u>

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券 に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性が あります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた 場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間に おけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の 一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

# 委託会社におけるリスクマネジメント体制

# リスク管理関連の委員会

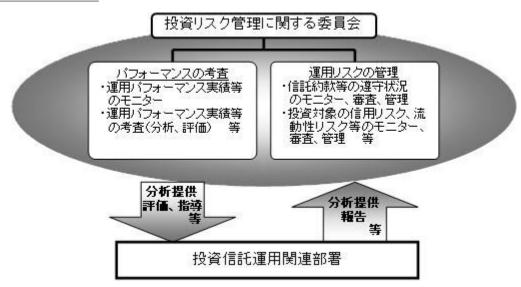
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

### 運用リスクの管理

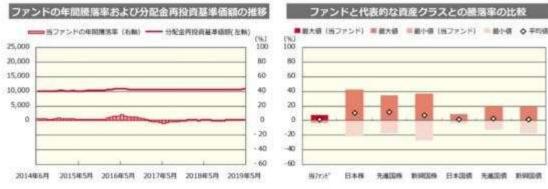
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

# リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# リスクの定量的比較 (2014年6月末~2019年5月末:月次)



	豊か計画	日本株	先進回株	MEGROOM.	日本国債	先進国債	新國国債
最大値 (%)	7.8	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小值 (%)	△ 3.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4,0	△ 12.3	△ 17.4
平均值 (%)	1.4	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

- \*分配金再投資基準値額は、税引前の分配金を再投資したものとみ なして計算したものです。2014年6月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2014年6月から2019年5月の5年間の各月末 における1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。 2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間 の開落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準値額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準値額と異なる場合があります。
  - <代表的な資産クラスの指数:
  - 日本株:東証株価捐款(TOPIX)(配当込み)

  - 日本年: 米は休福時間 (IGFIX) (配面のグラ 大連国株: MSCI KOKISAI 酢飲 (配当込み、円ベース) 新貞国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債: NOMURA-BPI 国債

  - CD-4-38 I MOTION-DE ISIN 大連回道: FTSE世界回道インチックス(除く日本: ヘッシなし・円ベース) 新興回道: IP モルカン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ・東正株価指数(TOPIX)(配当込み)・・東語株価割数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(湘東京証券取引所)の知的財産であり、散放の資金、担款価の公置、利用など開拓設に関するすべての維料は、減速京証券取引所が有しています。なお、本高品は、減速京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、関東京证券取引所は、ファンドの発行又は先責に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
  「MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ペース)、MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ペース)・MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI エマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・MSCI Tが開生した指数です。湯指数に対する著作権、知的所 有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、開西数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 NOMURA-BPI 国情・・・NOMURA-BPI 国情の知的対策権は、野村道券株式会社に帰属します。なお、野村道券株式会社は、NOMURA-BPI 国情の正確性、保証・無限を保証するためてはない。
- 完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネシメント株式会社の事業活動、サービスに関し
- 完全性、信頼性、利用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネシメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  FTSE 世界国債インテックス(除く日本、ヘッシなし・円ペース)・・・FTSE 世界国債インテックス(除く日本、ヘッシなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同類数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、耐数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)(Cここは「旅教」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレペルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勤誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や研究を決めるものでもありません。また、投資・関係が確全における会計アドバイスを子会性(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。今年の他の情報は確かなものと考えられますが、JPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。なおは、自然を開始に対して、JPM やその提案目がロング・ショート頃方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引き人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。
  米国の J.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(F指数スポンサー」)は、開数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(F指数スポンサー」)は、開数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プ

バイザー。または貸主になっている可能性もあります。
米国の J.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」) は、暗数に関する延寿、金融商品または取引(ここでは「Jプロタクト)と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金額商品全般、或いは特にプロタクトへの投資の確実について、また金額市場における投資機会を指数に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可書について、相数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示照を行なうものではありません。指数スポンサーはプロタクトについての管理、マーケティング・トレーディングに関する義務または活的責任を問いません。指数は信用できると考えられる情報によって舞出されていますが、その完全性工造性、また自動に付給する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保持する関連であり、その財産権はすべて摂致スポンサーに帰属します。
JPMSLCは NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.、またはその関係会社が投資場に完整を行う物に使用する名をかっす。

資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

# 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

#### ありません

(購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43.2

(税抜年10,000分の40)以内(2019年7月24日現在、年10,000分の43.2 (税抜年10,000分の40))の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>

<販売会社>

<受託会社>

年10,000分の7

年10,000分の30

年10,000分の3

\*上記配分は、2019年7月24日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年10,000分の44となります。

## 支払先の役務の内容

<委託会社>	< 販売会社 >	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

#### (4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税 等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額 は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額 は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を 図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。 \* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

#### 個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 <sup>(注1)</sup> の利子	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当
・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収	・譲渡益	・公募株式投資信託の収益
益分配金	・譲渡損	分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

# [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

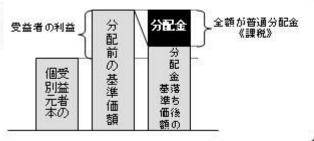
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

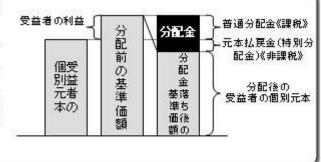
#### 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回 る部分の額が元本払戻金(特別分配金) となり、分配金から元本払戻金(特別分 配金)を控除した額が普通分配金となり ます。なお、受益者が元本払戻金(特別 分配金)を受け取った場合、分配金発生 時にその個別元本から元本払戻金(特別 分配金)を控除した額が、その後の受益 者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2019年5月末現在)が変更になる場合があります。

# 5【運用状況】

以下は2019年5月31日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

# 野村国内債券インデックスファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	618,069,763	99.99
現金・預金・その他資産(負債控除後)		61,673	0.00
合計 (純資産総額)		618,131,436	100.00

# (参考)国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)		
国債証券	日本	528,071,334,060	79.69		
地方債証券	日本	44,086,032,510	6.65		
特殊債券	日本	57,014,563,064	8.60		
社債券	日本	26,629,688,050	4.01		
現金・預金・その他資産(負債控除後)		6,842,243,488	1.03		
合計 (純資産総額)	合計(純資産総額)				

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# 野村国内債券インデックスファンド

順	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	投資 比率 (%)
1			国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	461,108,448	1.3330	614,657,562	1.3404	618,069,763	99.99

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 50回	8,250,000,000	102.10	8,423,823,000	102.18	8,430,015,000	0.1	2028/3/20	1.27
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 34回	7,600,000,000	104.14	7,914,972,000	104.07	7,909,928,000	0.6	2024/6/20	1.19
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 6回	7,500,000,000	100.47	7,535,475,000	100.42	7,531,950,000	0.1	2020/12/20	1.13
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 5回	7,200,000,000	100.40	7,229,088,000	100.35	7,225,272,000	0.1	2020/9/20	1.09
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 7回	6,000,000,000	100.54	6,032,520,000	100.50	6,030,240,000	0.1	2021/3/20	0.91
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 45回	5,500,000,000	102.27	5,624,850,000	102.22	5,622,100,000	0.1	2026/12/20	0.84
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 32回	5,400,000,000	103.78	5,604,390,000	103.67	5,598,234,000	0.6	2023/12/20	0.84
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 46回	5,400,000,000	102.26	5,522,148,000	102.21	5,519,502,000	0.1	2027/3/20	0.83
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 29回	5,300,000,000	104.23	5,524,190,000	104.07	5,516,187,000	0.8	2023/6/20	0.83
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 43回	5,400,000,000	102.19	5,518,584,000	102.14	5,515,776,000	0.1	2026/6/20	0.83
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 44回	5,300,000,000	102.23	5,418,455,000	102.18	5,415,752,000	0.1	2026/9/20	0.81
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 8回	5,200,000,000	100.62	5,232,396,000	100.57	5,229,900,000	0.1	2021/6/20	0.78
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 51回	5,100,000,000	102.00	5,202,000,000	102.15	5,209,752,000	0.1	2028/6/20	0.78
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 28回	5,000,000,000	103.17	5,158,800,000	103.05	5,152,900,000	0.6	2023/3/20	0.77
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 49回	5,000,000,000	102.16	5,108,150,000	102.20	5,110,400,000	0.1	2027/12/20	0.77
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 12回	4,950,000,000	102.36	5,067,265,500	102.12	5,055,237,000	1.2	2020/12/20	0.76
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 0回	5,000,000,000	100.76	5,038,200,000	100.74	5,037,100,000	0.1	2021/12/20	0.76
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 1回	4,800,000,000	100.84	4,840,488,000	100.82	4,839,744,000	0.1	2022/3/20	0.73
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 42回	4,650,000,000	102.11	4,748,487,000	102.06	4,746,069,000	0.1	2026/3/20	0.71
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 48回	4,500,000,000	102.23	4,600,440,000	102.22	4,600,305,000	0.1	2027/9/20	0.69
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 25回	4,400,000,000	103.45	4,552,064,000	103.32	4,546,080,000	0.8	2022/9/20	0.68
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 47回	4,400,000,000	102.24	4,498,632,000	102.24	4,498,736,000	0.1	2027/6/20	0.67

# 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

								日川山	刀川山口	1 (四四次)	<u> </u>
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 52回		101.91	4,382,173,000	102.11	4,390,988,000	0.1	2028/9/20	0.66
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 33回	4,200,000,000	103.95	4,366,278,000	103.87	4,362,624,000	0.6	2024/3/20	0.65
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 40回	4,200,000,000	103.93	4,365,102,000	103.82	4,360,734,000	0.4	2025/9/20	0.65
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 6回		101.27	4,354,825,000	101.22	4,352,589,000	0.1	2023/6/20	0.65
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 53回	4,200,000,000	101.77	4,274,431,000	102.02	4,285,092,000	0.1	2028/12/20	0.64
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 5回		101.18	4,047,390,000	101.14	4,045,880,000	0.1	2023/3/20	0.61
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 3回	4,000,000,000	101.03	4,041,200,000	100.99	4,039,840,000	0.1	2022/9/20	0.60
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12		100.69	4,027,760,000	100.65	4,026,280,000	0.1	2021/9/20	0.60

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	79.69
地方債証券	6.65
特殊債券	8.60
社債券	4.01
合 計	98.96

# 【投資不動産物件】

野村国内債券インデックスファンド 該当事項はありません。

(参考)国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村国内債券インデックスファンド

該当事項はありません。

(参考)国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

# 野村国内債券インデックスファンド

2019年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8計算期間	(2010年 5月10日)	314	314	1.0635	1.0640
第9計算期間	(2011年 5月10日)	341	342	1.0782	1.0787
第10計算期間	(2012年 5月10日)	369	369	1.1039	1.1044
第11計算期間	(2013年 5月10日)	381	382	1.1208	1.1213
第12計算期間	(2014年 5月12日)	418	418	1.1351	1.1356
第13計算期間	(2015年 5月11日)	448	448	1.1593	1.1598
第14計算期間	(2016年 5月10日)	506	507	1.2311	1.2316
第15計算期間	(2017年 5月10日)	562	562	1.2007	1.2012
第16計算期間	(2018年 5月10日)	585	585	1.2040	1.2045
第17計算期間	(2019年 5月10日)	618	618	1.2182	1.2187
	2018年 5月末日	589		1.2055	
	6月末日	592		1.2056	
	7月末日	592		1.2030	
	8月末日	590		1.1960	
	9月末日	591		1.1928	
	10月末日	599		1.1944	
	11月末日	604		1.1991	
	12月末日	610		1.2074	
	2019年 1月末日	615		1.2119	
	2月末日	618		1.2141	
	3月末日	619		1.2222	
	4月末日	615		1.2179	
	5月末日	618		1.2246	

# 【分配の推移】

# 野村国内債券インデックスファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第8計算期間	2009年 5月12日~2010年 5月10日	0.0005円
第9計算期間	2010年 5月11日~2011年 5月10日	0.0005円
第10計算期間	2011年 5月11日~2012年 5月10日	0.0005円

第11計算期間	2012年 5月11日~2013年 5月10日	0.0005円
第12計算期間	2013年 5月11日~2014年 5月12日	0.0005円
第13計算期間	2014年 5月13日~2015年 5月11日	0.0005円
第14計算期間	2015年 5月12日~2016年 5月10日	0.0005円
第15計算期間	2016年 5月11日~2017年 5月10日	0.0005円
第16計算期間	2017年 5月11日~2018年 5月10日	0.0005円
第17計算期間	2018年 5月11日~2019年 5月10日	0.0005円

# 【収益率の推移】

# 野村国内債券インデックスファンド

	計算期間	収益率
第8計算期間	2009年 5月12日~2010年 5月10日	2.7%
第9計算期間	2010年 5月11日~2011年 5月10日	1.4%
第10計算期間	2011年 5月11日~2012年 5月10日	2.4%
第11計算期間	2012年 5月11日~2013年 5月10日	1.6%
第12計算期間	2013年 5月11日~2014年 5月12日	1.3%
第13計算期間	2014年 5月13日~2015年 5月11日	2.2%
第14計算期間	2015年 5月12日~2016年 5月10日	6.2%
第15計算期間	2016年 5月11日~2017年 5月10日	2.4%
第16計算期間	2017年 5月11日~2018年 5月10日	0.3%
第17計算期間	2018年 5月11日~2019年 5月10日	1.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

# 野村国内債券インデックスファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第8計算期間	2009年 5月12日~2010年 5月10日	34,268,193	15,693,057	296,035,361
第9計算期間	2010年 5月11日~2011年 5月10日	36,822,168	15,696,800	317,160,729
第10計算期間	2011年 5月11日~2012年 5月10日	36,462,825	18,806,557	334,816,997
第11計算期間	2012年 5月11日~2013年 5月10日	34,742,411	28,755,167	340,804,241
第12計算期間	2013年 5月11日~2014年 5月12日	52,835,721	25,028,340	368,611,622
第13計算期間	2014年 5月13日~2015年 5月11日	59,107,986	40,877,058	386,842,550
第14計算期間	2015年 5月12日~2016年 5月10日	76,436,691	51,602,313	411,676,928
第15計算期間	2016年 5月11日~2017年 5月10日	96,900,836	40,331,572	468,246,192
第16計算期間	2017年 5月11日~2018年 5月10日	66,898,528	48,883,724	486,260,996
第17計算期間	2018年 5月11日~2019年 5月10日	54,693,328	33,519,429	507,434,895

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

# 参考情報



# (2019年5月31日現在)

# 基準価額・純資産の推移(日次)



# ▶ 分配の推移

(1万口あた	り、課税	前)
2019年5月	5	円
2018年5月	5	円
2017年5月	5	円
2016年5月	5	円
2015年5月	5	円
設定来累計	75	円

# 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	1.3
2	国庫債券 利付(10年)第334回	国債証券	1.2
3	国庫債券 利付 (5年) 第126回	国債証券	1,1
4	国庫債券 利付 (5年) 第125回	国債証券	1.1
5	国庫債券 利付 (5年) 第127回	国債証券	0.9
6	国庫債券 利付(10年)第345回	国債証券	0.8
7	国庫債券 利付(10年)第332回	国債証券	0.8
8	国庫債券 利付(10年)第346回	国債証券	0.8
9	国庫債券 利付(10年)第329回	国債証券	0.8
10	国庫債券 利付(10年)第343回	国債証券	0.8

# 年間収益率の推移(暦年ペース)



- ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。2019年は年初から連用実績作成基準日までの収益率。

<sup>●</sup>ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委 託会社ホームページで開示している場合があります。

#### 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社や申込形態によっては、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定 する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託 約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および 既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、 信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および 既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい て当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

#### 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

#### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)	
AILEO	金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)	
	価格情報会社の提供する価額	

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

# (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

無期限とします(2002年11月25日設定)。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終 計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

#### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

# (b)信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が 生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の 交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ( ) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が 裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任で きないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### (c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対 して交付します。

#### (d)信託約款の変更

- ( )委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、

変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。た だし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

#### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

#### (g)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前まで に当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとしま す。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を 除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込 代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取 得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始しま す。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、 その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。 < 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計 算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

## 償還金に対する請求権

#### 償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

# 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

#### 換金(解約)請求権

# 換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権と するための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意くださ い。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2018年5月11日から2019年5月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

# 【野村国内債券インデックスファンド】

# (1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第16期 (2018年 5月10日現在)	第17期 (2019年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,287,529	2,228,663
親投資信託受益証券	585,423,019	618,119,042
未収入金	257,044	268,441
流動資産合計	586,967,592	620,616,146
資産合計	586,967,592	620,616,146
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	243,130	253,717
未払解約金	-	873,000
未払受託者報酬	92,766	97,658
未払委託者報酬	1,144,017	1,204,461
未払利息	1	2
その他未払費用	6,117	6,447
流動負債合計	1,486,031	2,435,285
負債合計	1,486,031	2,435,285
純資産の部		
元本等		
元本	486,260,996	507,434,895
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	99,220,565	110,745,966
(分配準備積立金)	55,930,346	56,072,355
元本等合計	585,481,561	618,180,861
純資産合計	585,481,561	618,180,861
負債純資産合計	586,967,592	620,616,146

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第16期 自 2017年 5月11日 至 2018年 5月10日	第17期 自 2018年 5月11日 至 2019年 5月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,310,796	10,167,557
営業収益合計	4,310,796	10,167,557
営業費用		
支払利息	273	354
受託者報酬	185,521	195,541
委託者報酬	2,287,909	2,411,645
その他費用	12,229	12,920
営業費用合計	2,485,932	2,620,460
営業利益又は営業損失( )	1,824,864	7,547,097
経常利益又は経常損失( )	1,824,864	7,547,097
当期純利益又は当期純損失( )	1,824,864	7,547,097
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	47,914	127,662
期首剰余金又は期首欠損金( )	93,986,895	99,220,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,457,899	11,159,230
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	13,457,899	11,159,230
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,758,049	6,799,547
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	9,758,049	6,799,547
分配金	243,130	253,717
期末剰余金又は期末欠損金()	99,220,565	110,745,966

### (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法 規投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 足説明 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 5月11日から2019年 5月 10日までとなっております。

### (貸借対照表に関する注記)

	第16期			第17期	
	2018年 5月10日現在			2019年 5月10日現在	
1 .	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	計算期間の末日における受益権の総数	
	486,260,99	6□			507,434,895□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額
	1口当たり純資産額 1.204	們		1口当たり純資産額	1.2182円
	(10,000口当たり純資産額) (12,040	円)		(10,000口当たり純資産額)	(12,182円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期		第17期				
自 2017年 5月11日			カリ州 自 2018年 5月11日			
至 2018 ————————————————————————————————————	年 5月10日			至 2019	9年 5月10日	
分配金の計算過程			1.	分配金の計算過程		
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額	А	2,663,343円		費用控除後の配当等収益額	A	3,968,275円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円		費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額				後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	75,797,568円		収益調整金額	С	85,192,608円
分配準備積立金額	D	53,510,133円		分配準備積立金額	D	52,357,797円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	131,971,044円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,518,680円
当ファンドの期末残存口数	F	486,260,996□		当ファンドの期末残存口数	F	507,434,895□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	2,713円		10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	2,788円
額				額		
10,000口当たり分配金額	Н	5円		10,000口当たり分配金額	Н	5F.
収益分配金金額	I=F × H/10,000	243,130円		収益分配金金額	I=F×H/10,000	253,717円

# (金融商品に関する注記)

# (1)金融商品の状況に関する事項

第16期	第17期
自 2017年 5月11日	自 2018年 5月11日
至 2018年 5月10日	至 2019年 5月10日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及	
び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
<del>ब</del> ं.	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	
組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	
把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

# (2)金融商品の時価等に関する事項

第16期	第17期
2018年 5月10日現在	2019年 5月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$h_{\circ}$	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法

親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

# (関連当事者との取引に関する注記)

第16期	第17期
自 2017年 5月11日	自 2018年 5月11日
至 2018年 5月10日	至 2019年 5月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

# (その他の注記)

### 1 元本の移動

		1	
	第16期	第17期	
	自 2017年 5月11日	自 2018年 5月11日	
	至 2018年 5月10日	至 2019年 5月10日	
期首元本額	468,246,192 <u>F</u>	期首元本額	486,260,996円
期中追加設定元本額	66,898,528F	期中追加設定元本額	54,693,328円
期中一部解約元本額	48,883,724F	期中一部解約元本額	33,519,429円

# 2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第16期	第17期	
	自 2017年 5月11日	自 2018年 5月11日	
種類	至 2018年 5月10日	至 2019年 5月10日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	4,553,388	10,571,685	
合計	4,553,388	10,571,685	

# 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

# (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年5月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019年5月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	463,670,424	618,119,042	
	小計	銘柄数:1	463,670,424	618,119,042	
		組入時価比率:100.0%		100.0%	
	合計			618,119,042	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### (参考)

当ファンドは「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の 資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

### 貸借対照表

	(単位:円)
	(2019年 5月10日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,694,272,036
国債証券	527,209,713,350
地方債証券	43,635,393,059
特殊債券	57,210,765,930
社債券	27,179,117,680
未収利息	1,399,615,718
前払費用	12,365,170
流動資産合計	666,341,242,943
資産合計	666,341,242,943
負債の部	
流動負債	
未払金	352,135,000
未払解約金	6,704,953,133
未払利息	12,196
流動負債合計	7,057,100,329
負債合計	7,057,100,329
純資産の部	
元本等	

	(2019年 5月10日現在)
	494,536,632,647
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	164,747,509,967
元本等合計	659,284,142,614
純資産合計	659,284,142,614
負債純資産合計	666,341,242,943

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 .費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

### (貸借対照表に関する注記)

	2019年 5月10日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.3331円
	(10,000口当たり純資産額)	(13,331円)

### (金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2018年 5月11日	
至 2019年 5月10日	

### 1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

#### (2)金融商品の時価等に関する事項

#### 2019年 5月10日現在

#### 1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

### 2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 5月10日現在	
期首	2018年 5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	507,286,227,933円
同期中における追加設定元本額	61,904,315,520円
同期中における一部解約元本額	74,653,910,806円
期末元本額	494,536,632,647円
期末元本額の内訳 *	
野村国内債券インデックスファンド	463,670,424円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	31,484,149,294円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	17,613,189,421円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,676,968,020円
野村資産設計ファンド2015	382,900,700円
野村資産設計ファンド2020	336,622,066円
野村資産設計ファンド2025	281,732,935円
野村資産設計ファンド2030	198,273,809円
野村資産設計ファンド2035	101,185,000円
野村資産設計ファンド2040	156,176,307円
野村日本債券インデックスファンド	996,935,374円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	198,663,199,602円
のむラップ・ファンド(保守型)	12,194,529,024円
のむラップ・ファンド(普通型)	7,947,673,134円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	有価証券届出書(内国投資信託受
のむラップ・ファンド(積極型)	989,493,998円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	10,924,780,902円
野村資産設計ファンド2045	15,262,643円
野村円債投資インデックスファンド	1,307,361,847円
野村インデックスファンド・国内債券	3,067,144,020円
マイ・ロード	36,273,945,563円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	745,608,012円
野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)	25,281,639円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	10,410,900,653円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	2,042,087,145円
野村資産設計ファンド2050	19,553,770円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	15,079,248円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,918,609円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,525,847円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,562,569円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	701,712,611円
のむラップ・ファンド ( やや積極型 )	142,491,738円
インデックス・ブレンド (タイプ )	68,121,581円
インデックス・ブレンド (タイプ )	27,259,260円
インデックス・ブレンド (タイプ )	50,364,152円
インデックス・ブレンド (タイプ )	8,554,187円
インデックス・ブレンド (タイプ )	13,634,972円
野村 6 資産均等バランス	598,200,315円
世界6資産分散ファンド	161,375,858円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	629,115,819円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	8,400,752,098円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	697,019,545円
グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	182,032,714円
グローバル・インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	2,285,033,005円
グローバル・インデックス・バランス 6 0 V A (適格機関投資家専用)	1,473,327,510円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	23,041,659円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	13,249,617円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	1,374,239円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	4,413,259,837円
野村ワールド・インデックス・バランス 3 5 V A (適格機関投資家専用)	18,696,880円
野村ワールド・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	128,868,686円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	156,701,574円
野村グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	386,352,223円
野村グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	361,411,041円
野村グローバル・インデックス・バランス 7 5 V A (適格機関投資家専用)	850,885,022円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,606,018,331円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	697,332,499円
ノムラ F O F s 用インデックスファンド・国内債券 ( 適格機関投資家専用 )	598,809,832円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	16,090,738,213円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	23,826,716,007円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	10,493,026,170円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向	40 000 000 077
lt)	46,656,599,377円
	•

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	有侧征分屈山首(内凹及其后式)
マイバランスDC30	10,507,669,847円
マイバランスDC50	7,273,885,960円
マイバランスDC70	2,321,267,191円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	11,615,022,387円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	400,760,186円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	673,053,314円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	282,337,003円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	40,171,966円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	9,465,996円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	7,021,141円
野村資産設計ファンド(DC)2030	2,929,494円
野村資産設計ファンド(DC)2040	1,361,713円
野村資産設計ファンド(DC)2050	1,210,382円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	183,720,267円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	71,264,624円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	16,717,549円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	24,985,480円

<sup>\*</sup> は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 附属明細表

第1 有価証券明細表 (1)株式(2019年5月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019年5月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨		銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券	利付(2年)第390回	500,000,000	501,505,000	
		国庫債券	利付(2年)第391回	3,000,000,000	3,009,690,000	
		国庫債券	利付(2年)第392回	1,500,000,000	1,505,190,000	
		国庫債券	利付(2年)第394回	3,000,000,000	3,011,490,000	
		国庫債券	利付(5年)第124回	5,100,000,000	5,114,943,000	,
		国庫債券	利付(5年)第125回	7,200,000,000	7,225,920,000	
		国庫債券	利付(5年)第126回	7,500,000,000	7,531,950,000	
		国庫債券	利付(5年)第127回	6,000,000,000	6,029,520,000	
		国庫債券	利付(5年)第128回	5,200,000,000	5,229,068,000	
		国庫債券	利付(5年)第129回	4,000,000,000	4,025,040,000	
		国庫債券	利付(5年)第130回	5,000,000,000	5,034,650,000	
		国庫債券	利付(5年)第131回	4,000,000,000	4,030,360,000	
		国庫債券	利付(5年)第132回	3,000,000,000	3,024,780,000	
		国庫債券	利付(5年)第133回	4,000,000,000	4,036,440,000	

			有価証券届出書(内国投	資信託
国庫債券	利付(5年)第134回	3,000,000,000	3,029,370,000	
国庫債券	利付(5年)第135回	3,000,000,000	3,031,380,000	
国庫債券	利付(5年)第136回	4,300,000,000	4,347,945,000	
国庫債券	利付(5年)第137回	3,000,000,000	3,035,520,000	
国庫債券	利付(5年)第138回	2,700,000,000	2,733,831,000	
国庫債券	利付(40年)第1回	2,360,000,000	3,548,779,200	
国庫債券	利付(40年)第2回	900,000,000	1,314,486,000	
国庫債券	利付(40年)第3回	900,000,000	1,324,881,000	
国庫債券	利付(40年)第4回	1,300,000,000	1,931,098,000	
国庫債券	利付(40年)第5回	1,200,000,000	1,724,940,000	
国庫債券	利付(40年)第6回	1,300,000,000	1,840,228,000	
国庫債券	利付(40年)第7回	1,400,000,000	1,907,108,000	
国庫債券	利付(40年)第8回	1,500,000,000	1,907,520,000	
国庫債券	利付(40年)第9回	1,800,000,000	1,699,038,000	
国庫債券	利付(40年)第10回	2,100,000,000	2,333,919,000	
国庫債券	利付(40年)第11回	1,400,000,000	1,507,212,000	
国庫債券 回	利付(10年)第308	1,700,000,000	1,727,540,000	
国庫債券 回	利付(10年)第309	3,000,000,000	3,041,970,000	
国庫債券	利付(10年)第310	3,700,000,000	3,758,571,000	
国庫債券	利付(10年)第311	1,800,000,000	1,823,598,000	
国庫債券回	利付(10年)第312	4,950,000,000	5,058,751,500	
国庫債券	利付(10年)第313	3,200,000,000	3,286,784,000	
国庫債券回	利付(10年)第314	2,200,000,000	2,251,480,000	
国庫債券	利付(10年)第315	3,600,000,000	3,703,752,000	
国庫債券	利付(10年)第316	1,400,000,000	1,437,380,000	
国庫債券回	利付(10年)第317	1,800,000,000	1,853,856,000	
国庫債券回	利付(10年)第318	3,200,000,000	3,288,160,000	
国庫債券回	利付(10年)第319	1,850,000,000	1,911,235,000	
国庫債券回	利付(10年)第320	3,500,000,000	3,606,680,000	
国庫債券	利付(10年)第321	3,200,000,000	3,306,816,000	
国庫債券回	利付(10年)第322	2,400,000,000	2,473,224,000	
国庫債券回	利付(10年)第323	1,700,000,000	1,756,474,000	
		3,200,000,000	3,296,320,000	

国庫債券	利付(10年)第324		有価証券届出書(内国投資信語
回		4 400 000 000	4 540 004 000
国庫債券 回	利付(10年)第325	4,400,000,000	4,543,264,000
国庫債券 回	利付(10年)第326	2,100,000,000	2,165,877,000
国庫債券 回	利付(10年)第327	3,100,000,000	3,208,500,000
国庫債券 回	利付(10年)第328	5,000,000,000	5,149,250,000
国庫債券 回	利付(10年)第329	5,300,000,000	5,512,424,000
国庫債券 回	利付(10年)第330	3,800,000,000	3,961,766,000
国庫債券 回	利付(10年)第331	1,900,000,000	1,964,201,000
国庫債券 回	利付(10年)第332	5,400,000,000	5,592,996,000
国庫債券 回	利付(10年)第333	4,200,000,000	4,358,214,000
国庫債券 回	利付(10年)第334	5,600,000,000	5,821,984,000
国庫債券 回	利付(10年)第335	3,700,000,000	3,833,977,000
国庫債券 回	利付(10年)第336	1,700,000,000	1,764,447,000
国庫債券 回	利付(10年)第337	1,700,000,000	1,745,203,000
国庫債券 回	利付(10年)第338	3,700,000,000	3,823,506,000
国庫債券 回	利付(10年)第339	3,000,000,000	3,104,490,000
国庫債券 回	利付(10年)第340	4,200,000,000	4,352,418,000
国庫債券 回	利付(10年)第341	3,700,000,000	3,814,885,000
 国庫債券 回	利付(10年)第342	4,650,000,000	4,735,374,000
 国庫債券 回	利付(10年)第343	5,400,000,000	5,500,872,000
 国庫債券 回	利付(10年)第344	5,300,000,000	5,398,527,000
 国庫債券 回	利付(10年)第345	5,500,000,000	5,603,620,000
 国庫債券 回	利付(10年)第346	5,400,000,000	5,502,870,000
 国庫債券 回	利付(10年)第347	4,400,000,000	4,482,852,000
 国庫債券 回	利付(10年)第348	4,500,000,000	4,583,520,000
 国庫債券 回	利付(10年)第349	5,000,000,000	5,091,200,000
		6,550,000,000	6,666,983,000

— <u></u>	~111 <del></del>		有価証券届出書(内国投資	資信託
国庫債券 回	利付(10年)第350			
国庫債券 回	利付(10年)第351	5,600,000,000	5,695,032,000	
国庫債券回	利付(10年)第352	4,300,000,000	4,370,864,000	
国庫債券回	利付(10年)第353	4,200,000,000	4,266,948,000	
国庫債券回	利付(10年)第354	1,200,000,000	1,217,820,000	
国庫債券	利付(30年)第1回	100,000,000	129,064,000	
国庫債券	利付(30年)第2回	200,000,000	252,128,000	
国庫債券	利付(30年)第3回	160,000,000	200,660,800	
国庫債券	利付(30年)第4回	900,000,000	1,198,683,000	
国庫債券	利付(30年)第5回	150,000,000	188,868,000	
国庫債券	利付(30年)第6回	700,000,000	904,162,000	
国庫債券	利付(30年)第7回	600,000,000	772,122,000	
国庫債券	利付(30年)第8回	100,000,000	122,773,000	
国庫債券	利付(30年)第9回	265,000,000	311,239,850	
国庫債券	利付(30年)第10回	250,000,000	283,575,000	
国庫債券	利付(30年)第11回	160,000,000	195,060,800	
国庫債券	利付(30年)第12回	220,000,000	281,276,600	
国庫債券	利付(30年)第13回	290,000,000	367,464,800	
国庫債券	利付(30年)第14回	800,000,000	1,062,280,000	
国庫債券	利付(30年)第15回	900,000,000	1,212,372,000	
国庫債券	利付(30年)第16回	915,000,000	1,235,899,650	
国庫債券	利付(30年)第17回	1,200,000,000	1,606,800,000	
国庫債券	利付(30年)第18回	1,500,000,000	1,990,110,000	
国庫債券	利付(30年)第19回	1,600,000,000	2,127,520,000	
国庫債券	利付(30年)第20回	1,400,000,000	1,911,490,000	
国庫債券	利付(30年)第21回	1,400,000,000	1,869,504,000	
国庫債券	利付(30年)第22回	600,000,000	822,960,000	
国庫債券	利付(30年)第23回	840,000,000	1,154,739,600	
国庫債券	利付(30年)第24回	700,000,000	964,397,000	
国庫債券	利付(30年)第25回	500,000,000	672,845,000	
国庫債券	利付(30年)第26回	850,000,000	1,161,312,500	
国庫債券	利付(30年)第27回	1,550,000,000	2,154,515,500	
国庫債券	利付(30年)第28回	1,200,000,000	1,675,536,000	
国庫債券	利付(30年)第29回	1,500,000,000	2,074,350,000	
国庫債券	利付(30年)第30回	1,700,000,000	2,328,303,000	
国庫債券	利付(30年)第31回	1,600,000,000	2,170,704,000	
国庫債券	利付(30年)第32回	1,900,000,000	2,627,662,000	
国庫債券	利付(30年)第33回	2,100,000,000	2,788,506,000	
国庫債券	利付(30年)第34回	2,100,000,000	2,885,694,000	
国庫債券	利付(30年)第35回	2,300,000,000	3,077,262,000	

ı		1	有個証券曲出書(內国投	具旧式
国庫債券	利付(30年)第36回	2,300,000,000	3,089,912,000	
国庫債券	利付(30年)第37回	2,300,000,000	3,049,961,000	
国庫債券	利付(30年)第38回	1,800,000,000	2,353,842,000	
国庫債券	利付(30年)第39回	1,600,000,000	2,132,304,000	
国庫債券	利付(30年)第40回	1,100,000,000	1,443,387,000	
国庫債券	利付(30年)第41回	1,500,000,000	1,936,800,000	
国庫債券	利付(30年)第42回	1,200,000,000	1,550,880,000	
国庫債券	利付(30年)第43回	1,300,000,000	1,681,706,000	
国庫債券	利付(30年)第44回	1,400,000,000	1,814,806,000	
国庫債券	利付(30年)第45回	1,700,000,000	2,124,456,000	
国庫債券	利付(30年)第46回	1,800,000,000	2,250,702,000	
国庫債券	利付(30年)第47回	1,700,000,000	2,169,353,000	
国庫債券	利付(30年)第48回	1,900,000,000	2,333,523,000	
国庫債券	利付(30年)第49回	1,900,000,000	2,334,416,000	
国庫債券	利付(30年)第50回	1,600,000,000	1,725,888,000	
国庫債券	利付(30年)第51回	1,600,000,000	1,523,616,000	
国庫債券	利付(30年)第52回	1,900,000,000	1,904,579,000	
国庫債券	利付(30年)第53回	1,700,000,000	1,745,458,000	
国庫債券	利付(30年)第54回	1,700,000,000	1,833,637,000	
国庫債券	利付(30年)第55回	1,500,000,000	1,616,850,000	
国庫債券	利付(30年)第56回	1,900,000,000	2,046,642,000	
国庫債券	利付(30年)第57回	1,400,000,000	1,506,988,000	
国庫債券	利付(30年)第58回	1,800,000,000	1,936,152,000	
国庫債券	利付(30年)第59回	1,600,000,000	1,677,040,000	
国庫債券	利付(30年)第60回	600,000,000	661,434,000	
国庫債券	利付(30年)第61回	1,200,000,000	1,257,024,000	
国庫債券	利付(30年)第62回	850,000,000	842,341,500	
国庫債券	利付(20年)第46回	90,000,000	92,370,600	
国庫債券	利付(20年)第47回	1,230,000,000	1,269,618,300	
国庫債券	利付(20年)第48回	200,000,000	208,576,000	
国庫債券	利付(20年)第49回	200,000,000	208,420,000	
国庫債券	利付(20年)第50回	183,000,000	190,021,710	
国庫債券	利付(20年)第51回	310,000,000	324,188,700	
国庫債券	利付(20年)第52回	100,000,000	105,363,000	
国庫債券	利付(20年)第53回	250,000,000	264,815,000	
国庫債券	利付(20年)第54回	100,000,000	106,188,000	
国庫債券	利付(20年)第55回	231,000,000	245,342,790	
国庫債券	利付(20年)第56回	120,000,000	128,104,800	
国庫債券	利付(20年)第57回	210,000,000	223,528,200	
国庫債券	利付(20年)第58回	180,000,000	192,544,200	
国庫債券	利付(20年)第59回	230,000,000	245,557,200	
国庫債券	利付(20年)第60回	780,000,000	824,272,800	

国庫債券	利付(20年)第61回	300,000,000	有価証券届出書(内国投資 313,608,000	資信託 
国庫債券	利付(20年)第61回	440,000,000	457,635,200	
国庫債券	利付(20年)第62回	300,000,000	324,357,000	
国庫債券	利付(20年)第63回	400,000,000	436,240,000	
国庫債券	利付(20年)第64回	455,000,000	498,602,650	
国庫債券	利付(20年)第63回	+		
		300,000,000	327,357,000	
国庫債券	利付(20年)第67回	310,000,000	341,310,000	
国庫債券	利付(20年)第68回	290,000,000	323,544,300	
国庫債券	利付(20年)第69回	560,000,000	622,036,800	
国庫債券	利付(20年)第70回	540,000,000	611,296,200	
国庫債券	利付(20年)第71回	200,000,000	224,346,000	
国庫債券	利付(20年)第72回	670,000,000	752,001,300	
国庫債券	利付(20年)第73回	1,600,000,000	1,795,984,000	
国庫債券	利付(20年)第74回	900,000,000	1,015,326,000	
国庫債券	利付(20年)第75回	600,000,000	680,100,000	
国庫債券	利付(20年)第76回	910,000,000	1,020,737,900	
国庫債券	利付(20年)第77回	700,000,000	789,313,000	
国庫債券	利付(20年)第78回	800,000,000	901,584,000	
国庫債券	利付(20年)第79回	860,000,000	974,500,400	
国庫債券	利付(20年)第80回	900,000,000	1,025,379,000	
国庫債券	利付(20年)第81回	360,000,000	409,932,000	
国庫債券	利付(20年)第82回	820,000,000	938,998,400	
国庫債券	利付(20年)第83回	1,370,000,000	1,576,691,900	
国庫債券	利付(20年)第84回	1,200,000,000	1,373,040,000	
国庫債券	利付(20年)第85回	400,000,000	462,468,000	
国庫債券	利付(20年)第86回	1,400,000,000	1,638,028,000	
国庫債券	利付(20年)第87回	500,000,000	581,545,000	
国庫債券	利付(20年)第88回	1,100,000,000	1,293,512,000	
国庫債券	利付(20年)第89回	470,000,000	549,307,800	
国庫債券	利付(20年)第90回	1,500,000,000	1,760,880,000	
国庫債券	利付(20年)第91回	250,000,000	295,337,500	
国庫債券	利付(20年)第92回	1,550,000,000	1,816,197,000	
国庫債券	利付(20年)第93回	300,000,000	350,691,000	
国庫債券	利付(20年)第94回	200,000,000	235,380,000	
国庫債券	利付(20年)第95回	700,000,000	838,628,000	
国庫債券	利付(20年)第96回	400,000,000	472,668,000	
国庫債券	利付(20年)第97回	1,300,000,000	1,553,253,000	
国庫債券	利付(20年)第98回	300,000,000	355,914,000	
国庫債券	利付(20年)第99回	2,100,000,000	2,501,016,000	
国庫債券回	利付(20年)第100	1,520,000,000	1,830,596,800	
国庫債券回	利付(20年)第101	250,000,000	305,545,000	
	50/440			

国庫債券	利付(20年)第102	500,000,000	有価証券届出書(内国投資 613,715,000	資信託: 
	1313 ( = 0 1 ) 313 . 0 =	333,333,333	0.0,1.0,000	
国庫債券 回	利付(20年)第103	600,000,000	730,956,000	
国庫債券 回	利付(20年)第104	400,000,000	479,968,000	
国庫債券 回	利付(20年)第105	1,900,000,000	2,288,284,000	
国庫債券回	利付(20年)第106	400,000,000	485,512,000	
国庫債券 回	利付(20年)第107	300,000,000	362,604,000	
国庫債券 回	利付(20年)第108	1,600,000,000	1,902,960,000	
国庫債券 回	利付(20年)第109	900,000,000	1,073,754,000	
国庫債券	利付(20年)第110	1,100,000,000	1,334,146,000	
国庫債券	利付(20年)第111	800,000,000	981,800,000	
国庫債券回	利付(20年)第112	1,800,000,000	2,190,780,000	
国庫債券	利付(20年)第113	2,000,000,000	2,442,540,000	
国庫債券	利付(20年)第114	1,700,000,000	2,083,027,000	
国庫債券回	利付(20年)第115	1,000,000,000	1,235,940,000	
国庫債券回	利付(20年)第116	1,100,000,000	1,364,099,000	
国庫債券 回	利付(20年)第117	1,400,000,000	1,720,908,000	
国庫債券回	利付(20年)第118	500,000,000	611,040,000	
国庫債券回	利付(20年)第119	800,000,000	959,896,000	
国庫債券回	利付(20年)第120	800,000,000	942,128,000	
国庫債券 回	利付(20年)第121	1,700,000,000	2,064,446,000	
国庫債券 回	利付(20年)第122	1,100,000,000	1,323,344,000	
国庫債券 回	利付(20年)第123	1,500,000,000	1,861,245,000	
国庫債券 回	利付(20年)第124	1,000,000,000	1,229,250,000	
国庫債券 回	利付(20年)第125	900,000,000	1,130,643,000	
国庫債券 回	利付(20年)第126	1,000,000,000	1,232,650,000	
 国庫債券 回	利付(20年)第127	1,200,000,000	1,465,008,000	
		1,800,000,000	2,203,290,000	

国庫債券回	利付(20年)第128		有価証券届出書(内国投資信
国庫債券 回	利付(20年)第129	800,000,000	969,600,000
 国庫債券 回	利付(20年)第130	1,400,000,000	1,700,860,000
国庫債券 回	利付(20年)第131	800,000,000	962,096,000
国庫債券 回	利付(20年)第132	1,300,000,000	1,566,721,000
国庫債券	利付(20年)第133	1,400,000,000	1,704,752,000
国庫債券回	利付(20年)第134	1,400,000,000	1,708,490,000
国庫債券回	利付(20年)第135	700,000,000	845,334,000
国庫債券 回	利付(20年)第136	700,000,000	836,416,000
国庫債券	利付(20年)第137	1,000,000,000	1,210,080,000
国庫債券 回	利付(20年)第138	800,000,000	947,312,000
国庫債券回	利付(20年)第139	700,000,000	837,977,000
国庫債券 回	利付(20年)第140	2,300,000,000	2,788,704,000
国庫債券 回	利付(20年)第141	2,600,000,000	3,158,376,000
国庫債券	利付(20年)第142	950,000,000	1,166,771,000
国庫債券回	利付(20年)第143	1,300,000,000	1,564,277,000
国庫債券 回	利付(20年)第144	1,300,000,000	1,546,545,000
国庫債券回	利付(20年)第145	2,300,000,000	2,803,999,000
国庫債券回	利付(20年)第146	2,400,000,000	2,931,024,000
国庫債券 回	利付(20年)第147	2,200,000,000	2,659,712,000
国庫債券 回	利付(20年)第148	1,400,000,000	1,674,582,000
国庫債券 回	利付(20年)第149	2,350,000,000	2,814,383,500
国庫債券 回	利付(20年)第150	2,930,000,000	3,469,325,100
国庫債券 回	利付(20年)第151	2,700,000,000	3,118,014,000
国庫債券 回	利付(20年)第152	1,700,000,000	1,964,214,000
国庫債券	利付(20年)第153	2,450,000,000	2,870,444,500
		3,000,000,000	3,469,620,000

				有価証券届出書(内国投資信
		国庫債券 利付(20年)第154   回		
		国庫債券 利付(20年)第155回	2,800,000,000	3,147,340,000
		国庫債券 利付(20年)第156回	2,600,000,000	2,665,208,000
		国庫債券 利付(20年)第157回	1,950,000,000	1,930,831,500
		国庫債券 利付(20年)第158回	2,800,000,000	2,909,172,000
		国庫債券 利付(20年)第159	2,700,000,000	2,847,339,000
		国庫債券 利付(20年)第160回	2,300,000,000	2,464,220,000
		国庫債券 利付(20年)第161回	2,100,000,000	2,210,061,000
		国庫債券 利付(20年)第162回	1,700,000,000	1,787,159,000
		国庫債券 利付(20年)第163回	1,900,000,000	1,995,152,000
		国庫債券 利付(20年)第164回	2,600,000,000	2,680,808,000
		国庫債券 利付(20年)第165回	2,200,000,000	2,265,164,000
		国庫債券 利付(20年)第166回	2,300,000,000	2,450,351,000
		国庫債券 利付(20年)第167回	2,800,000,000	2,874,396,000
		国庫債券 利付(20年)第168回	400,000,000	402,588,000
		メキシコ合衆国 第22回円貨社債 (2016)	300,000,000	302,004,000
		メキシコ合衆国 第25回円貨社債 (2018)	100,000,000	100,109,000
		ポーランド共和国 第15回円貨債 券(2013)	100,000,000	100,635,000
	小計	銘柄数:265 組入時価比率:80.0%	476,929,000,000	527,209,713,350 80.5%
	 合計	лат/\на Iшре— . 00.0%		527,209,713,350
 方債証券	日本円	東京都 公募第685回	100,000,000	101,243,000
7 3 12 12 12 12		東京都 公募第690回	200,000,000	204,120,000
		東京都 公募第703回	100,000,000	102,562,000
		東京都 公募第707回	100,000,000	102,454,000
		東京都 公募第708回	100,000,000	102,737,000
		東京都 公募第710回	100,000,000	102,487,000
		東京都 公募第712回	100,000,000	102,556,000
		東京都 公募第715回	100,000,000	102,709,000
		東京都 公募第716回	200,000,000	205,490,000
		東京都 公募第731回	100,000,000	103,059,000
		東京都 公募第745回	300,000,000	309,393,000

		有価証券届出書 ( 内国投	貸信託
東京都 公募第760回	100,000,000	100,110,000	
東京都 公募第761回	100,000,000	100,330,000	
東京都 公募第769回	500,000,000	507,275,000	
東京都 公募(30年)第7回	100,000,000	136,569,000	
東京都 公募第10回	200,000,000	267,670,000	
東京都 公募第1回	300,000,000	318,933,000	
東京都 公募(20年)第3回	200,000,000	221,904,000	
東京都 公募第7回	100,000,000	113,596,000	
東京都 公募(20年)第16回	200,000,000	236,824,000	
東京都 公募(20年)第17回	200,000,000	238,352,000	
東京都 公募第23回	100,000,000	122,347,000	
東京都 公募(20年)第26回	100,000,000	119,364,000	
北海道 公募平成24年度第6回	100,000,000	102,677,000	
北海道 公募平成24年度第9回	100,000,000	102,639,000	
北海道 公募平成25年度第1回	300,000,000	306,588,000	
北海道 公募平成26年度第13回	100,000,000	102,449,000	
北海道 公募平成27年度第7回	100,000,000	103,138,000	
北海道 公募平成28年度第13回	200,000,000	199,946,000	
北海道 公募平成29年度第5回	200,000,000	201,944,000	
北海道 公募平成29年度第6回	700,000,000	699,538,000	
北海道 公募平成29年度第7回	100,000,000	101,156,000	
北海道 公募平成29年度第9回	100,000,000	101,093,000	
宮城県 公募第32回2号	100,000,000	100,552,000	
神奈川県 公募第184回	100,000,000	102,127,000	
神奈川県 公募第188回	200,000,000	205,938,000	
神奈川県 公募第196回	100,000,000	102,597,000	
神奈川県 公募第200回	100,000,000	103,580,000	
神奈川県 公募第205回	100,000,000	103,200,000	
神奈川県 公募第206回	100,000,000	103,264,000	
神奈川県 公募第210回	200,000,000	204,890,000	
神奈川県 公募第231回	200,000,000	202,742,000	
神奈川県 公募(30年)第3回	100,000,000	137,356,000	
神奈川県 公募第7回	300,000,000	351,501,000	
大阪府 公募第346回	100,000,000	102,090,000	
大阪府 公募第356回	100,000,000	102,711,000	
大阪府 公募第378回	104,000,000	107,192,800	
大阪府 公募第381回	100,000,000	103,156,000	
大阪府 公募第382回	100,000,000	103,164,000	
大阪府 公募第383回	100,000,000	103,319,000	
大阪府 公募第384回	100,000,000	103,254,000	
大阪府 公募第387回	300,000,000	307,875,000	
大阪府 公募第389回	100,000,000	102,760,000	

大阪府	公募第417回	102,000,000	有価証券届出書(内国投資 103,568,760	(1声声t)   
大阪府	公募第423回	100,000,000	100,949,000	
大阪府	公募第429回	179,000,000	180,670,070	
大阪府	公募第 5 回	100,000,000	121,518,000	
大阪府	公募第8回	100,000,000	119,474,000	
大阪府	公募(5年)第130回	600,000,000	599,580,000	
大阪府	公募(5年)第137回	1,024,000,000	1,023,109,120	
大阪府	公募(5年)第141回	230,000,000	229,776,900	
京都府	公募平成24年度第2回	100,000,000	102,798,000	
京都府	公募平成24年度第6回	100,000,000	102,724,000	
京都府	公募平成26年度第5回	100,000,000	116,675,000	
京都府	公募平成26年度第7回	200,000,000	205,880,000	
兵庫県	公募平成26年度第17回	100,000,000	102,496,000	
兵庫県	公募(30年)第2回	100,000,000	134,992,000	
兵庫県	公募(15年)第1回	300,000,000	335,103,000	
兵庫県	公募(15年)第3回	200,000,000	221,010,000	
兵庫県	公募(12年)第3回	300,000,000	309,417,000	
兵庫県	公募第2回	100,000,000	119,157,000	
兵庫県	公募第9回	100,000,000	121,703,000	
兵庫県	公募(20年)第11回	200,000,000	236,536,000	
兵庫県	公募(20年)第14回	100,000,000	118,486,000	
静岡県	公募平成24年度第5回	100,060,000	102,739,606	
静岡県	公募平成24年度第10回	100,000,000	102,601,000	
静岡県	公募平成25年度第5回	101,000,000	104,915,770	
静岡県	公募平成26年度第3回	165,000,000	170,524,200	
静岡県	公募平成26年度第8回	100,000,000	102,949,000	
静岡県	公募平成26年度第9回	200,000,000	205,876,000	
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	116,031,238	
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	301,026,000	
静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	101,097,000	
静岡県	公募(20年)第11回	100,000,000	118,820,000	
静岡県	公募(20年)第14回	100,000,000	119,161,000	
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	118,360,000	
愛知県	公募平成22年度第9回	100,000,000	101,591,000	
愛知県	公募平成23年度第19回	100,000,000	102,793,000	
愛知県	公募平成24年度第2回	100,000,000	102,880,000	
愛知県 度第4回	公募(20年)平成24年	100,000,000	118,511,000	
愛知県 度第14	公募(15年)平成24年 I回	400,000,000	442,888,000	
愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	120,910,000	
愛知県 度第8回	公募(30年)平成25年	120,000,000	157,800,000	
愛知県	公募平成26年度第8回	100,000,000	127,309,000	

			有価証券届出書(内国投	<u> 資信託</u>
愛知県	公募平成26年度第13回	100,000,000	115,417,000	
愛知県	公募平成27年度第15回	100,000,000	102,883,000	
愛知県	公募平成29年度第9回	100,000,000	100,831,000	
広島県	公募平成22年度第6回	300,000,000	306,423,000	
広島県	公募平成24年度第4回	100,000,000	102,842,000	
広島県	公募平成25年度第3回	200,000,000	206,964,000	
広島県	公募平成26年度第5回	109,650,000	111,609,445	
広島県	公募平成29年度第4回	111,300,000	112,812,567	
埼玉県	公募平成24年度第4回	300,000,000	307,980,000	
埼玉県	公募平成25年度第4回	100,000,000	103,852,000	
埼玉県	公募平成25年度第6回	148,000,000	153,199,240	
埼玉県	公募平成25年度第10回	100,000,000	103,191,000	
埼玉県	公募平成25年度第11回	100,000,000	103,168,000	
埼玉県	公募平成26年度第3回	100,000,000	103,290,000	
埼玉県	公募平成26年度第6回	200,000,000	205,794,000	
埼玉県	公募平成26年度第7回	400,000,000	410,360,000	
埼玉県	公募平成26年度第9回	100,000,000	102,375,000	
埼玉県	公募平成27年度第9回	100,000,000	101,390,000	
埼玉県	公募平成30年度第7回	200,000,000	200,136,000	
福岡県	公募平成22年度第5回	100,000,000	101,366,000	
福岡県	公募平成23年度第5回	100,000,000	102,485,000	
福岡県	公募平成26年度第1回	100,000,000	103,274,000	
福岡県	公募平成27年度第1回	300,000,000	310,245,000	
福岡県	公募平成29年度第1回	100,000,000	101,295,000	
福岡県	公募平成23年度第1回	100,000,000	111,006,000	
福岡県 度第1回	公募(30年)平成19年	100,000,000	137,863,000	
福岡県 度第1回	公募(30年)平成26年	100,000,000	127,735,000	
福岡県 度第2回	公募(20年)平成20年	100,000,000	118,455,000	
福岡県 度第2回	公募(20年)平成24年	100,000,000	117,938,000	
千葉県	公募平成24度第1回	100,000,000	103,076,000	
千葉県	公募平成24年度第2回	100,000,000	102,735,000	
千葉県	公募平成24年度第7回	100,000,000	102,641,000	
千葉県	公募平成24年度第8回	100,000,000	103,087,000	
千葉県	公募平成25年度第3回	100,000,000	103,646,000	
千葉県	公募平成25年度第4回	100,000,000	103,851,000	
千葉県	公募平成26年度第3回	200,000,000	206,202,000	
千葉県	公募平成28年度第4回	200,000,000	200,808,000	
千葉県	公募(20年)第8回	100,000,000	121,990,000	
千葉県	公募(20年)第17回	100,000,000	116,007,000	
群馬県	公募第8回	100,000,000	102,597,000	

群馬県 公募第12回		100,000,000	有価証券届出書(内国投 103,122,000	
群馬県 公募(20年	手)第3回	100,000,000	118,564,000	
岐阜県 公募平成26	5 年度第 1 回	186,670,000	192,089,030	
大分県 公募平成 2 3	3 年度第 1 回	902,000,000	924,062,920	
共同発行市場地方債	公募第88回	100,000,000	101,398,000	
共同発行市場地方債	公募第89回	100,000,000	101,331,000	
共同発行市場地方債	公募第92回	110,000,000	111,734,700	
共同発行市場地方債	公募第93回	300,000,000	306,060,000	
共同発行市場地方債	公募第94回	300,000,000	306,321,000	
共同発行市場地方債	公募第96回	100,000,000	102,399,000	
共同発行市場地方債 回	公募第101	300,000,000	307,152,000	
共同発行市場地方債 回	公募第102	150,000,000	153,634,500	
共同発行市場地方債 回	公募第103	100,000,000	102,435,000	
共同発行市場地方債 回	公募第104	200,000,000	205,194,000	
共同発行市場地方債 回	公募第108	200,000,000	205,746,000	
共同発行市場地方債 回	公募第110	200,000,000	205,348,000	
共同発行市場地方債 回	公募第111	200,000,000	205,492,000	
共同発行市場地方債 回	公募第112	100,000,000	102,660,000	
共同発行市場地方債 回	公募第113	800,000,000	820,008,000	
共同発行市場地方債 回	公募第114	243,700,000	250,350,573	
共同発行市場地方債 回	公募第115	100,000,000	102,733,000	
共同発行市場地方債 回	公募第116	200,000,000	205,600,000	
共同発行市場地方債 回	公募第118	100,000,000	103,087,000	
共同発行市場地方債 回	公募第119	200,000,000	206,022,000	
共同発行市場地方債 回	公募第120	300,000,000	307,836,000	
共同発行市場地方債 回	公募第121	100,000,000	102,236,000	
共同発行市場地方債 回	公募第122	400,000,000	409,940,000	
共同発行市場地方債 回	公募第124	100,000,000	103,809,000	
共同発行市場地方債 回	公募第126	100,000,000	103,526,000	
共同発行市場地方債 回	公募第128	300,000,000	308,922,000	
		100,000,000	103,262,000	

		有価証券届出書(内国投資信
共同発行市場地方債 公募第129 回		
共同発行市場地方債 公募第130 回	100,000,000	103,557,000
共同発行市場地方債 公募第132 回	100,000,000	103,191,000
共同発行市場地方債 公募第136 回	200,000,000	206,202,000
共同発行市場地方債 公募第 1 3 7 回	200,000,000	205,822,000
共同発行市場地方債 公募第139 回	155,000,000	159,473,300
共同発行市場地方債 公募第143 回	540,000,000	553,419,000
共同発行市場地方債 公募第 1 4 5 回	1,000,000,000	1,022,970,000
共同発行市場地方債 公募第 1 5 6 回	100,000,000	100,480,000
共同発行市場地方債 公募第 1 5 7 回	300,000,000	301,041,000
共同発行市場地方債 公募第161 回	300,000,000	300,654,000
共同発行市場地方債 公募第 1 7 2 回	200,000,000	202,858,000
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	120,421,000
堺市 公募平成22年度第2回	100,000,000	102,022,000
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	123,700,000
島根県 公募平成22年度第1回	100,000,000	101,657,000
島根県 公募平成28年度第3回	100,000,000	99,977,000
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	100,377,000
福島県 公募平成26年度第1回	200,000,000	205,326,000
滋賀県 公募平成25年度第1回	100,000,000	102,939,000
滋賀県 公募平成26年度第1回	142,000,000	145,781,460
栃木県 公募平成24年度第1回	100,000,000	102,775,000
栃木県 公募平成25年度第1回	100,000,000	102,939,000
新潟市 公募平成25年度第1回	233,200,000	240,918,920
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	101,287,000
奈良県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,977,000
浜松市 公募平成26年度第1回	100,000,000	101,813,000
大阪市 公募平成25年度第6回	100,000,000	103,125,000
大阪市 公募平成26年度第5回	100,000,000	103,108,000
大阪市 公募(5年)平成28年度 第5回	100,000,000	99,977,000
大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	112,355,000
大阪市 公募(20年)第1回	300,000,000	357,099,000
大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	122,107,000
大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	120,091,000
大阪市 公募(20年)第17回	100,000,000	119,370,000

			<b>有</b> [四趾   分国   投国   投国   投	貝旧武
名古屋市	公募第478回	100,000,000		
名古屋市	公募第481回	100,000,000	102,651,000	
名古屋市	公募第488回	300,000,000	309,372,000	
名古屋市	公募(12年)第1回	200,000,000	212,368,000	
名古屋市	公募(15年)第2回	100,000,000	108,043,000	
京都市	公募平成23年度第4回	100,000,000	102,769,000	
京都市	公募平成29年度第4回	101,280,000	102,773,880	
京都市 2	公募(20年)第2回	100,000,000	113,342,000	
京都市	公募(20年)第13回	100,000,000	115,383,000	
神戸市 2	公募平成26年度第17回	300,000,000	304,503,000	
神戸市 2	公募平成28年度第1回	200,000,000	200,692,000	
横浜市	公募平成22年度第5回	100,000,000	101,996,000	
横浜市	公募公債平成24年度2回	200,000,000	205,534,000	
横浜市	公募公債平成25年度1回	200,000,000	205,304,000	
横浜市	公募公債平成25年度5回	200,000,000	205,880,000	
横浜市	公募公債平成26年度5回	200,000,000	205,096,000	
横浜市	公募平成28年度第5回	300,000,000	304,656,000	
横浜市	公募平成29年度第3回	100,000,000	101,440,000	
横浜市	公募(30年)第2回	200,000,000	265,710,000	
横浜市	公募(20年)第26回	100,000,000	120,163,000	
横浜市	公募(20年)第30回	100,000,000	115,628,000	
札幌市	公募平成22年度第4回	100,000,000	101,153,000	
札幌市 2 度第9回	公募(15年)平成23年	100,000,000	111,329,000	
札幌市 2 度第11回	公募(20年)平成24年 回	100,000,000	120,524,000	
札幌市 2	公募平成26年度第4回	100,000,000	102,681,000	
札幌市 2	公募平成26年度第9回	200,000,000	204,654,000	
川崎市 2	公募第85回	100,000,000	102,565,000	
川崎市 2	公募(20年)第17回	100,000,000	116,954,000	
北九州市	公募(20年)第14回	100,000,000	119,445,000	
福岡市 2度第4回	公募(20年)平成23年	100,000,000	120,322,000	
福岡市	公募平成26年度第2回	100,000,000	117,119,000	
福岡市	公募平成26年度第5回	100,000,000	102,862,000	
福岡市	公募平成26年度第8回	160,000,000	164,176,000	
広島市 2	公募平成26年度第2回	100,000,000	102,477,000	
広島市 2	公募平成27年度第2回	500,000,000	514,350,000	
千葉市 2	公募平成24度第1回	100,000,000	103,076,000	
三重県	公募平成24年度第1回	140,660,000	144,508,457	
三重県	公募平成28年度第1回	155,000,000	156,591,850	
鹿児島県 度第1回	公募(5年)平成28年	100,000,000	99,978,000	
福井県	公募平成22年度第2回	100,000,000	102,716,000	
I				ı I

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		福井県 公募平成24年度第4回	100,000,000	有価証券届出書(内国投資的 101,802,000
		福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	200,764,000
		徳島県 公募平成22年度第1回	400,000,000	406,488,000
		山梨県 公募平成24年度第1回	200,000,000	205,478,000
		岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	171,225,753
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高 速道路債券 第96回	100,000,000	120,526,000
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高 速道路債券 第102回	300,000,000	365,034,000
		福岡北九州高速道路債券 第117 回	100,000,000	119,543,000
		福岡北九州高速道路債券 第136	100,000,000	106,112,000
	小計	銘柄数:248	41,397,820,000	43,635,393,059
		組入時価比率:6.6%		6.7%
	合計			43,635,393,059
特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第4回円貨 債券(2014)	100,000,000	103,794,000
		新関西国際空港債券 政府保証第 1 回	151,000,000	155,224,980
		新関西国際空港債券 政府保証第2回	191,000,000	198,368,780
		新関西国際空港社債 財投機関債第 12回	100,000,000	109,247,000
		新関西国際空港社債 財投機関債第 22回	200,000,000	200,138,000
		日本政策投資銀行債券 政府保証第 22回	100,000,000	109,264,000
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第31回	300,000,000	307,674,000
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	108,839,000
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	303,255,000
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 9回	141,000,000	142,986,690
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 16回	102,000,000	104,969,220
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 19回	159,000,000	163,396,350
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 38回	1,500,000,000	1,502,790,000
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 42回	300,000,000	304,389,000
		道路債券 財投機関債第17回	300,000,000	316,236,000
		日本高速道路保有・債務返済機構承 継 政府保証第344回	200,000,000	203,886,000
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第4回	100,000,000	135,075,000
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第8回	200,000,000	232,804,000
	II.			i

		有価証券届出書(内国投	貧信計:
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第17回	100,000,000	116,649,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第23回	200,000,000	237,612,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	314,864,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	100,000,000	120,891,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	122,205,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第80回	100,000,000	102,770,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第84回	400,000,000	411,300,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第86回	200,000,000	205,216,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第89回	100,000,000	118,316,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第102回	100,000,000	102,511,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第103回	350,000,000	416,097,500	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第105回	100,000,000	121,060,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第130回	200,000,000	205,200,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第134回	200,000,000	204,884,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第136回	200,000,000	205,702,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第145回	300,000,000	360,285,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第149回	100,000,000	122,038,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第173回	100,000,000	93,785,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第6回	100,000,000	103,504,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第9回	100,000,000	103,653,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第92回	200,000,000	241,974,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第97回	200,000,000	242,478,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第99回	200,000,000	244,718,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第106回	200,000,000	243,288,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第114回	200,000,000	239,428,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第123回	100,000,000	132,024,000	
	440,000,000	451,730,400	

<u></u>	1	有価証券届出書(内国投資	資信託
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第137回			
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第149回	140,000,000	143,747,800	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第155回	100,000,000	102,582,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第157回	140,000,000	143,715,600	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第163回	1,000,000,000	1,028,940,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第165回	100,000,000	127,766,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第168回	100,000,000	102,848,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第169回	100,000,000	118,471,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第170回	218,000,000	224,110,540	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第171回	100,000,000	117,555,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第172回	300,000,000	389,694,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第173回	200,000,000	205,868,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第175回	200,000,000	205,820,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第180回	200,000,000	205,676,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第182回	900,000,000	929,619,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第183回	100,000,000	120,069,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第189回	196,000,000	200,602,080	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第190回	400,000,000	410,648,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第193回	1,000,000,000	1,038,650,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第197回	272,000,000	282,398,560	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第207回	300,000,000	310,353,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第211回	137,000,000	141,684,030	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第213回	145,000,000	149,932,900	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第216回	100,000,000	117,450,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第217回	100,000,000	126,449,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第219回	100,000,000	117,734,000	
	100,000,000	103,571,000	

		有価証券届出書(内国投資	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第220回			
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第224回	100,000,000	126,699,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第225回	190,000,000	196,123,700	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第234回	100,000,000	102,912,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第239回	500,000,000	568,315,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第271回	151,000,000	151,677,990	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第321回	500,000,000	507,490,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第335回	100,000,000	105,858,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第28回	400,000,000	542,440,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第33回	100,000,000	137,633,000	
公営企業債券 30年第4回財投機 関債	100,000,000	137,824,000	
公営企業債券 政府保証 1 5 年第 1 回	300,000,000	305,517,000	
地方公営企業等金融機構債券(20 年) 第1回	100,000,000	118,476,000	
地方公共団体金融機構債券 20年 第4回	100,000,000	120,560,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 回	100,000,000	115,030,000	
地方公共団体金融機構債券 20年 第6回	300,000,000	366,627,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 回	100,000,000	106,413,000	
地方公共団体金融機構債券 第 1 3 回	200,000,000	202,828,000	
地方公共団体金融機構債券 政府保 証第16回	100,000,000	101,409,000	
地方公共団体金融機構債券 第 1 6 回	100,000,000	101,578,000	
地方公共団体金融機構債券 第27 回	300,000,000	306,987,000	
地方公共団体金融機構債券 第28 回	500,000,000	512,260,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 0 4 回	100,000,000	107,376,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 0 6 回	100,000,000	106,037,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 2 2 回	100,000,000	110,728,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 7 回	604,000,000	621,636,800	
	400,000,000	410,416,000	

地方公共団体金融機構債券 第37	1	有価証券届出書(内国投資信i   
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 8 回	194,000,000	199,459,160
地方公共団体金融機構債券 F 1 3 2 回	500,000,000	532,580,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第39回	100,000,000	102,766,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第40回	101,000,000	103,930,010
政保 地方公共団体金融機構債券 第41回	102,000,000	104,938,620
地方公共団体金融機構債券 第41 回	600,000,000	616,242,000
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 2 回	100,000,000	105,407,000
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 4 回	200,000,000	201,592,000
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 5 回	200,000,000	211,848,000
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 7 回	100,000,000	109,541,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第42回	108,000,000	111,231,360
地方公共団体金融機構債券 第42回	100,000,000	102,773,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第43回	202,000,000	207,676,200
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 4 回	145,000,000	149,729,900
地方公共団体金融機構債券 第44	100,000,000	102,872,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 5 回	223,000,000	230,278,720
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 0 回	100,000,000	108,532,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第49回	13,000,000	13,497,770
政保 地方公共団体金融機構債券 第50回	100,000,000	104,023,000
地方公共団体金融機構債券 第51回	600,000,000	621,312,000
地方公共団体金融機構債券 第52回	300,000,000	311,136,000
地方公共団体金融機構債券(15年) 第2回	200,000,000	219,622,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第 5 6 回	591,000,000	613,162,500
政保 地方公共団体金融機構債券 第 5 9 回	116,000,000	120,114,520
政保 地方公共団体金融機構債券 (6年) 第14回	300,000,000	300,810,000
	100,000,000	116,763,000

地方公共団体金融機構債券(20		有価証券届出書(内国投資信 
年)第38回		
地方公共団体金融機構債券 F24 0回	300,000,000	328,629,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	103,183,000
地方公共団体金融機構債券 第64 回	100,000,000	102,840,000
地方公共団体金融機構債券(20 年) 第39回	100,000,000	116,034,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第65回	400,000,000	412,836,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第69回	320,000,000	328,534,400
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 2 回	189,000,000	195,335,280
地方公共団体金融機構債券 第74回	300,000,000	308,814,000
地方公共団体金融機構債券 第77回	100,000,000	102,843,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第78回	509,000,000	523,190,920
地方公共団体金融機構債券 第 7 9 回	400,000,000	411,604,000
政保 地方公共団体金融機構債券 (8年) 第5回	500,000,000	505,275,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第83回	116,000,000	116,524,320
地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	400,000,000	405,044,000
地方公共団体金融機構債券 第 1 1 3 回	110,000,000	112,061,400
公営企業債券(20年) 第2回財 投機関債	100,000,000	105,164,000
公営企業債券(20年) 第5回財 投機関債	200,000,000	218,280,000
公営企業債券(20年) 第25回 財投機関債	100,000,000	121,672,000
首都高速道路 第17回	200,000,000	199,914,000
都市再生債券 財投機関債第55回	100,000,000	102,482,000
都市再生債券 財投機関債第96回	200,000,000	205,872,000
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	108,737,000
都市再生債券 財投機関債第109回	100,000,000	107,922,000
本州四国連絡橋債券 財投機関債第 7回	100,000,000	113,294,000
民間都市開発推進機構 政府保証第 16回	360,000,000	372,016,800
東京交通債券 第342回	200,000,000	214,816,000
東京交通債券 第347回	157,000,000	171,954,250
関西国際空港社債 財投機関債第 2 6 回	300,000,000	304,545,000

	有伽訨夯届出書(内国投	<u> 資信託</u>
100,000,000	102,646,000	
100,000,000	102,828,000	
368,000,000	378,230,400	
2,000,000,000	2,004,620,000	
200,000,000	234,136,000	
100,000,000	109,313,000	
100,000,000	110,876,000	
100,000,000	119,659,000	
100,000,000	102,603,000	
100,000,000	121,745,000	
300,000,000	335,319,000	
100,000,000	121,689,000	
100,000,000	102,470,000	
200,000,000	204,832,000	
200,000,000	223,166,000	
100,000,000	120,568,000	
100,000,000	135,260,000	
200,000,000	217,312,000	
250,000,000	256,557,500	
200,000,000	201,362,000	
100,000,000	101,603,000	
100,000,000	102,481,000	
200,000,000	205,728,000	
200,000,000	204,786,000	
100,000,000	102,501,000	
300,000,000	299,898,000	
300,000,000	300,654,000	
100,000,000	100,256,000	
100,000,000	100,147,000	
	100,000,000  368,000,000  2,000,000,000  100,000,000  100,000,000  100,000,0	100,000,000       102,828,000         368,000,000       378,230,400         2,000,000,000       2,004,620,000         200,000,000       234,136,000         100,000,000       109,313,000         100,000,000       119,659,000         100,000,000       102,603,000         100,000,000       121,745,000         300,000,000       335,319,000         100,000,000       121,689,000         100,000,000       102,470,000         200,000,000       223,166,000         100,000,000       120,568,000         100,000,000       217,312,000         250,000,000       256,557,500         200,000,000       201,362,000         100,000,000       102,481,000         200,000,000       205,728,000         200,000,000       205,728,000         200,000,000       205,728,000         200,000,000       299,898,000         300,000,000       299,898,000         300,000,000       100,256,000

商工債券 利付第819回い号	300,000,000	有価証券届出書(内国投資信託 300,579,000
農林債券 利付第781回い号	100,000,000	100,276,000
しんきん中金債券 利付第308回	100,000,000	100,260,000
しんきん中金債券 利付第316回	100,000,000	100,066,000
しんきん中金債券 利付第317回	800,000,000	800,392,000
しんきん中金債券 利付第335回	200,000,000	200,362,000
商工債券 利付(10年)第15回	200,000,000	203,580,000
国際協力機構債券 第6回財投機関債	100,000,000	121,507,000
東日本高速道路 第34回	100,000,000	100,325,000
東日本高速道路 第36回	200,000,000	200,042,000
中日本高速道路社債 第61回	100,000,000	100,225,000
中日本高速道路 第62回	200,000,000	200,474,000
中日本高速道路 第63回	100,000,000	103,213,000
中日本高速道路 第66回	1,200,000,000	1,199,424,000
西日本高速道路 第20回	200,000,000	206,224,000
西日本高速道路 第23回	100,000,000	102,657,000
西日本高速道路 第30回	300,000,000	301,782,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第35回	200,000,000	203,110,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第62回	100,000,000	103,222,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第68回	200,000,000	205,600,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	100,000,000	116,032,000
貸付債権担保第6回住宅金融公庫債券	10,255,000	10,316,837
貸付債権担保第12回住宅金融公庫 債券	34,833,000	35,478,803
貸付債権担保第19回住宅金融公庫債券	64,820,000	66,839,143
貸付債権担保第10回住宅金融公庫 債券	64,968,000	65,532,571
貸付債権担保第5回S種住宅金融公庫債券	40,272,000	41,493,852
貸付債権担保第42回住宅金融公庫債券	44,193,000	46,553,790
貸付債権担保第7回S種住宅金融公 庫債券	13,827,000	14,442,439
貸付債権担保第39回住宅金融公庫 債券	29,828,000	31,054,229
貸付債権担保第40回住宅金融公庫 債券	34,030,000	35,967,327
貸付債権担保第 1 5 回住宅金融公庫 債券	38,268,000	39,424,841
貸付債権担保第32回住宅金融公庫 債券	63,568,000	66,154,581
	65,045,000	67,478,983

貸付債権担保第 4 4 回住宅金融公庫
債券 貸付債権担保第8回住宅金融支援機 98,844,000 103,848,471 構債券 貸付債権担保第7回住宅金融支援機 16,387,000 17,226,833 構債券 貸付債権担保第25回住宅金融支援 25,224,000 27,390,489 機構債券 貸付債権担保第28回住宅金融支援 85,542,000 92,028,649 機構債券 貸付債権担保第6百回住宅金融 18,480,000 18,997,624 支援機構債券 貸付債権担保第4回住宅金融支援 89,950,000 95,462,136 機構債券 貸付債権担保第40回住宅金融支援 89,950,000 38,325,235 支援機構債券 貸付債権担保第45回住宅金融支援 109,014,000 116,718,019 機構債券
構債券 貸付債権担保第7回住宅金融支援機 16,387,000 17,226,833 横債券 貸付債権担保第25回住宅金融支援 25,224,000 27,390,489 機構債券 貸付債権担保第28回住宅金融支援 85,542,000 92,028,649 機構債券 貸付債権担保 S種第16回住宅金融 18,480,000 18,997,624 支援機構債券 89,950,000 95,462,136 機構債券 貸付債権担保第42回住宅金融支援 89,950,000 95,462,136 機構債券 貸付債権担保第45回住宅金融支援 109,014,000 116,718,019 機構債券
構債券 貸付債権担保第 2 5 回住宅金融支援 投構債券 貸付債権担保第 2 8 回住宅金融支援 投構債券 貸付債権担保第 2 8 回住宅金融支援 接構債券 貸付債権担保 S 種第 1 6 回住宅金融 18,480,000 18,997,624 支援機構債券 貸付債権担保第 4 2 回住宅金融支援 89,950,000 95,462,136 機構債券 貸付債権担保 S 種第 1 7 回住宅金融 37,218,000 38,325,235 支援機構債券 貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援 109,014,000 116,718,019 機構債券 貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援 79,574,000 84,467,005
機構債券 貸付債権担保第 2 8 回住宅金融支援 85,542,000 92,028,649 機構債券 貸付債権担保 S 種第 1 6 回住宅金融 18,480,000 18,997,624 支援機構債券 貸付債権担保第 4 2 回住宅金融支援 89,950,000 95,462,136 機構債券 貸付債権担保 S 種第 1 7 回住宅金融 37,218,000 38,325,235 支援機構債券 貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援 109,014,000 116,718,019 機構債券
機構債券 貸付債権担保 S 種第 1 6 回住宅金融
支援機構債券 貸付債権担保第 4 2 回住宅金融支援 89,950,000 95,462,136 機構債券 貸付債権担保 S 種第 1 7 回住宅金融 37,218,000 38,325,235 支援機構債券 貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援 109,014,000 116,718,019 機構債券 貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援 79,574,000 84,467,005 機構債券
機構債券  貸付債権担保 S 種第 1 7 回住宅金融 37,218,000 38,325,235 支援機構債券  貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援 109,014,000 116,718,019 機構債券  貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援 79,574,000 84,467,005 機構債券
支援機構債券 貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援 109,014,000 116,718,019 機構債券 貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援 79,574,000 84,467,005 機構債券
機構債券 貸付債権担保第52回住宅金融支援 79,574,000 84,467,005 機構債券
機構債券
貸付債権担保第 2 4 回住宅金融支援 45,428,000 49,046,794 機構債券
貸付債権担保第48回住宅金融支援 101,349,000 108,614,709 機構債券
貸付債権担保第40回住宅金融支援 112,791,000 118,793,737 機構債券
貸付債権担保第62回住宅金融支援 150,333,000 158,383,332 機構債券
貸付債権担保第60回住宅金融支援 146,409,000 155,072,020 機構債券
貸付債権担保第61回住宅金融支援 94,434,000 99,639,202 機構債券
貸付債権担保第51回住宅金融支援 36,757,000 39,174,140 機構債券
貸付債権担保第43回住宅金融支援 87,226,000 93,160,857 機構債券
貸付債権担保第79回住宅金融支援 49,226,000 51,456,430 機構債券
貸付債権担保第81回住宅金融支援 104,682,000 109,509,933 機構債券
貸付債権担保第72回住宅金融支援 47,631,000 49,777,729 機構債券
貸付債権担保第 2 2 回住宅金融公庫 27,092,000 28,016,649 債券
貸付債権担保第70回住宅金融支援 143,175,000 150,726,049 機構債券
貸付債権担保第33回住宅金融支援 31,601,000 33,969,178 機構債券
貸付債権担保第34回住宅金融支援 33,115,000 35,620,149 機構債券
33,133,000 35,487,430

1	有価証券届出書(内国投資	貝尼可
36,051,000	38,672,989	
96,054,000	101,971,886	
137,304,000	145,719,362	
45,757,000	48,597,136	
92,010,000	96,749,435	
12,876,000	13,260,219	
79,885,000	81,667,234	
32,618,000	33,336,248	
89,084,000	95,887,345	
89,844,000	96,180,697	
178,300,000	188,662,796	
96,604,000	102,534,519	
157,407,000	165,396,979	
138,006,000	144,094,824	
107,150,000	113,496,494	
91,438,000	96,385,710	
221,832,000	231,838,841	
388,787,000	405,621,477	
58,213,000	60,526,384	
60,612,000	63,101,334	
62,043,000	64,319,357	
128,514,000	132,371,990	
134,486,000	137,489,072	
72,316,000	74,750,879	
76,075,000	78,411,263	
226,137,000	234,325,420	
	96,054,000 137,304,000 45,757,000 92,010,000 12,876,000 79,885,000 32,618,000 89,844,000 89,844,000 178,300,000 157,407,000 157,407,000 138,006,000 107,150,000 91,438,000 221,832,000 388,787,000 58,213,000 60,612,000 62,043,000 128,514,000 134,486,000 72,316,000	36,051,000 38,672,989  96,054,000 101,971,886  137,304,000 145,719,362  45,757,000 48,597,136  92,010,000 96,749,435  12,876,000 13,260,219  79,885,000 81,667,234  32,618,000 33,336,248  89,084,000 95,887,345  89,844,000 96,180,697  178,300,000 188,662,796  96,604,000 102,534,519  157,407,000 165,396,979  138,006,000 144,094,824  107,150,000 113,496,494  91,438,000 96,385,710  221,832,000 231,838,841  388,787,000 405,621,477  58,213,000 60,526,384  60,612,000 63,101,334  62,043,000 64,319,357  128,514,000 132,371,990  134,486,000 137,489,072  72,316,000 74,750,879

	1	桜は	有	i価証券届出書(内国投資 -
		貸付債権担保第97回住宅金融支援 機構債券		
		貸付債権担保第98回住宅金融支援 機構債券	230,676,000	240,034,525
		貸付債権担保第99回住宅金融支援 機構債券	154,754,000	160,871,425
		貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	76,132,000	78,983,143
		貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	76,575,000	79,667,098
		貸付債権担保第115回住宅金融支援機構債券	268,926,000	271,808,886
		貸付債権担保第116回住宅金融支援機構債券	180,192,000	182,966,956
		貸付債権担保第117回住宅金融支援機構債券	181,320,000	183,831,282
		貸付債権担保第118回住宅金融支援機構債券	90,977,000	92,306,173
		貸付債権担保第119回住宅金融支援機構債券	181,960,000	184,487,424
		貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券	91,716,000	92,620,319
		貸付債権担保第121回住宅金融支援機構債券	92,141,000	93,198,778
		貸付債権担保第123回住宅金融支援機構債券	93,010,000	94,294,468
		貸付債権担保第125回住宅金融支援機構債券	373,348,000	377,671,369
		貸付債権担保第126回住宅金融支援機構債券	281,652,000	285,082,521
		貸付債権担保第128回住宅金融支援機構債券	188,678,000	190,906,287
		貸付債権担保第129回住宅金融支援機構債券	190,122,000	192,888,275
		貸付債権担保第134回住宅金融支援機構債券	194,182,000	195,982,067
		貸付債権担保第135回住宅金融支 援機構債券	97,260,000	98,155,764
		貸付債権担保第136回住宅金融支援機構債券	97,472,000	98,737,186
		貸付債権担保第140回住宅金融支援機構債券	98,745,000	99,546,809
		貸付債権担保第142回住宅金融支援機構債券	298,287,000	299,223,621
		貸付債権担保第144回住宅金融支援機構債券	300,000,000	300,969,000
	小計	銘柄数: 287 組入時価比率: 8.7%	54,216,102,000	57,210,765,930 8.7%
	<u></u>	MG / C P 7   IM   L D 37		
 責券	合計 日本円	フランス相互信用連合銀行(BFC M) 第14回円貨社債	200,000,000	57,210,765,930

ビー・ピー・シー・イー・エス・	100,000,000	100,382,000	l l
工一 第11回円貨社債	100,000,000	100,362,000	
ビー・ピー・シー・イー・エス・ エー 第14回円貨社債	100,000,000	99,641,000	
ビー・ピー・シー・イー・エス・ エー 第 1 回非上位円貨社債	200,000,000	200,596,000	
クレディ・アグリコル・エス・ エー 第6回円貨社債(2014)	100,000,000	102,678,000	
クレディ・アグリコル・エス・ エー 第15回円貨社債(2018	100,000,000	99,403,000	
クレディ・アグリコル・エス・ エー 第16回円貨社債(2018	100,000,000	99,791,000	
スタンダード・チャータード 第 2 回円貨社債(2015)	100,000,000	100,166,000	
スタンダード・チャータード 第 3 回円貨社債(2015)	100,000,000	100,739,000	
エイチエスビーシー・ホールディン グス・ピーエルシー 第 2 回円	100,000,000	101,735,000	
エイチエスビーシー・ホールディン グス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	103,806,000	
ロイズ・バンキング・グループ・ ピーエルシー 第 1 回円貨社債	100,000,000	99,928,000	
ロイズ・バンキング・グループ・ ピーエルシー 第 6 回円貨社債	100,000,000	99,161,000	
ロイズ・バンキング・グループ・ ピーエルシー 第 7 回円貨社債	100,000,000	96,704,000	
サンタンデール銀行 第 1 回円貨社 債	100,000,000	99,988,000	
フランス電力 第4回円貨社債(2 017)	100,000,000	102,678,000	
ルノー 第19回円貨社債(201 7)	100,000,000	99,605,000	
現代キャピタル・サービシズ・イン ク 第15回円貨社債	200,000,000	201,066,000	
ビー・エヌ・ピー・パリバ 第1回 円貨社債(2017)	100,000,000	101,796,000	
ウエストパック・バンキング・コー ポレーション 第12回円貨社	200,000,000	200,334,000	
オーストラリア・ニュージーランド 銀行 第10回円貨社債	200,000,000	200,058,000	
ソシエテ・ジェネラル 第 1 回非上 位円貨社債(2017)	100,000,000	99,819,000	
大和ハウス工業 第 5 回特定社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,689,000	
大和ハウス工業 第9回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,710,000	
森永乳業 第13回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	103,285,000	
明治ホールディングス 第8回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	100,059,000	
アサヒグループホールディングス 第 8 回特定社債間限定同順位特	100,000,000	100,649,000	
	200,000,000	204,876,000	

キリンホールディングス 第10回	I I	有価証券届出書(内国投	貸信託 I
社債間限定同順位特約付			
味の素 第24回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,574,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	100,544,000	
トヨタ紡織 第2回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	102,784,000	
野村不動産ホールディングス 第 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,351,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	199,174,000	
東急不動産ホールディングス 第 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,810,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	100,044,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,864,000	
王子ホールディングス 第34回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,855,000	
レンゴー 第18回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,835,000	
住友化学 第56回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,415,000	
エア・ウォーター 第 2 回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100,179,000	
三井化学 第47回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,039,000	
三井化学 第48回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,447,000	
三菱ケミカルホールディングス 第 1 4 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,710,000	
電通 第 1 回社債間限定同順位特約 付	100,000,000	100,026,000	
電通 第 3 回社債間限定同順位特約 付	100,000,000	101,238,000	
花王 第4回特定社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,615,000	
武田薬品工業 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,704,000	
ツムラ 第 1 回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	100,130,000	
第一三共 第 4 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	103,079,000	
JXホールディングス 第 9 回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	102,961,000	
横浜ゴム 第10回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,580,000	
住友ゴム工業 第24回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	102,978,000	
日本特殊陶業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,821,000	
新日鐵住金 第7回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,820,000	

		有価証券届出書(内国投資	資信託:
新日鐵住金 第8回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,342,000	
新日鐵住金 第 9 回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,670,000	
新日本製鐵 第67回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,193,000	
神戸製鋼所 第62回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,985,000	
ジェイ エフ イー ホールディン グス 第22回(JFEス保証	100,000,000	102,511,000	
D O W A ホールディングス 第 4 回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,939,000	
住友電気工業 第26回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	201,096,000	
日立製作所 第 1 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	219,668,000	
三菱電機 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,666,000	
日本電産 第 3 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	102,960,000	
日本電気 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,366,000	
富士通 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,758,000	
パナソニック 第16回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,415,000	
パナソニック 第17回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	202,328,000	
ソニー 第32回	200,000,000	200,956,000	
東海理化電機製作所 第 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,883,000	
三菱重工業 第 2 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,923,000	
JA三井リース 第7回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,086,000	
JA三井リース 第8回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,085,000	
三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス 第 2 回社債間限定	100,000,000	100,158,000	
トヨタ自動車 第14回社債間限定 同等特約付	100,000,000	103,358,000	
アイシン精機 第15回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	102,348,000	
ドンキホーテホールディングス 第 12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,268,000	
ニコン 第20回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,395,000	
大日本印刷 第 3 回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	101,987,000	
伊藤忠商事 第59回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,170,000	
丸紅 第101回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,628,000	

		有価証券届出書(内国投資化	信託
豊田通商 第18回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	104,952,000	
豊田通商 第19回社債間限定同順 位特約付	200,000,000	209,720,000	
三井物産 第71回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	107,853,000	
住友商事 第45回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	102,883,000	
住友商事 第49回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	108,804,000	
高島屋 第11回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	201,356,000	
丸井グループ 第28回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	202,372,000	
クレディセゾン 第50回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	102,904,000	
クレディセゾン 第51回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	102,891,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第 1 回劣後特約付	100,000,000	102,513,000	
りそなホールディングス 第11回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,956,000	
リそなホールディングス 第20回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,377,000	
三井住友トラスト・ホールディング ス 第 2 回劣後特約付	200,000,000	205,030,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	118,729,000	
東京三菱銀行 第 5 7 回特定社債間 限定同順位特約付	100,000,000	107,396,000	
三菱東京UFJ銀行 第119回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,417,000	
三菱東京UFJ銀行 第159回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,302,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第 1 回劣後特約付	300,000,000	306,423,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第 3 回劣後特約付	100,000,000	102,626,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第 4 回劣後特約付	100,000,000	106,992,000	
三菱UF J信託銀行 第9回劣後特約付	100,000,000	103,041,000	
三井住友信託銀行 第 1 回劣後特約付	300,000,000	311,409,000	
セブン銀行 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,707,000	
セブン銀行 第11回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	102,071,000	
みずほフィナンシャルグループ 第 1 回劣後特約付	200,000,000	204,558,000	
三井住友銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	103,010,000	
トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	100,000,000	
I	ı	l	I

		有価証券届出書(内国投資	<b>資信託</b>
リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,490,000	
アコム 第76回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,702,000	
アコム 第77回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,491,000	
ジャックス 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,856,000	
ジャックス 第19回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,902,000	
日立キャピタル 第52回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100,868,000	
日立キャピタル 第57回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	101,949,000	
三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,568,000	
三菱UFJリース 第55回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,983,000	
三菱UFJリース 第30回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,748,000	
大和証券グループ本社 第22回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,260,000	
大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	103,244,000	
三菱地所 第56回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	107,251,000	
三菱地所 第98回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	101,215,000	
三菱地所 第111回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	102,821,000	
三菱地所 第120回担保提供制限 等財務上特約無	100,000,000	100,090,000	
東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,238,000	
住友不動産 第95回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,391,000	
住友不動産 第97回社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,116,000	
住友不動産 第100回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	102,732,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発 第10 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,317,000	
日本ビルファンド投資法人 第13 回特定投資法人債間限定同順位	100,000,000	103,968,000	
積水八ウス・SIレジデンシャル投 資法人 第5回特定投資法人債	100,000,000	102,294,000	
東武鉄道 第102回社債間限定同順位特約付	200,000,000	214,534,000	
相鉄ホールディングス 第32回相 模鉄道株式会社保証付	200,000,000	203,566,000	
東京急行電鉄 第75回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,724,000	
	100,000,000	111,191,000	

	İ	有価証券届出書(内国投資信
東京急行電鉄 第82回社債間限定 同順位特約付		
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	216,898,000
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,877,000
東日本旅客鉄道 第15回	100,000,000	103,407,000
東日本旅客鉄道 第19回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	213,086,000
東日本旅客鉄道 第39回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	111,778,000
東日本旅客鉄道 第57回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	240,730,000
東日本旅客鉄道 第71回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	118,057,000
東日本旅客鉄道 第107回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	116,846,000
東日本旅客鉄道 第133回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	110,866,000
西日本旅客鉄道 第15回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	235,584,000
西日本旅客鉄道 第31回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	102,489,000
東海旅客鉄道 第51回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	241,842,000
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	112,267,000
東海旅客鉄道 第74回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	122,866,000
東京地下鉄 第22回	100,000,000	100,360,000
東京地下鉄 第23回	100,000,000	102,331,000
東京地下鉄 第24回	100,000,000	107,359,000
西武ホールディングス 第 1 回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	203,894,000
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,267,000
日本通運 第 1 1 回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,907,000
日本通運 第12回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	101,007,000
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,038,000
A N A ホールディングス 第 3 2 回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,244,000
三菱倉庫 第14回	100,000,000	100,581,000
澁澤倉庫 第8回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	99,943,000
日本電信電話 第60回	100,000,000	102,009,000
K D D I 第 2 0 回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	103,067,000
東京電力 第547回	100,000,000	102,040,000

東京電力	第548回	100,000,000	有価証券届出書(内国投資信託 112,674,000
東京電力	第560回	100,000,000	110,983,000
東京電力	第565回	300,000,000	303,606,000
中部電力	第500回	200,000,000	206,270,000
中部電力	第500回	100,000,000	100,469,000
関西電力	第482回	100,000,000	101,323,000
関西電力	第484回	100,000,000	101,258,000
関西電力	第496回	100,000,000	103,354,000
関西電力	第497回	200,000,000	208,052,000
関西電力	第498回	200,000,000	200,898,000
関西電力	第511回	100,000,000	100,040,000
関西電力	第514回	200,000,000	200,236,000
中国電力	第330回	100,000,000	103,732,000
中国電力	第377回	400,000,000	415,596,000
中国電力	第 3 7 8 回	100,000,000	103,395,000
中国電力	第400回	100,000,000	99,756,000
北陸電力	第301回	100,000,000	103,699,000
北陸電力	第304回	100,000,000	103,283,000
北陸電力	第307回	100,000,000	105,084,000
北陸電力	第308回	100,000,000	102,563,000
東北電力	第473回	100,000,000	100,979,000
東北電力	第475回	100,000,000	102,775,000
東北電力	第481回	200,000,000	206,004,000
四国電力	第281回	200,000,000	207,866,000
九州電力	第424回	300,000,000	313,176,000
九州電力	第428回	105,000,000	108,451,350
九州電力	第449回	200,000,000	200,848,000
九州電力	第451回	100,000,000	100,585,000
北海道電力		207,000,000	209,523,330
北海道電力		100,000,000	108,302,000
北海道電力	) 第338回	100,000,000	100,766,000
電源開発 位特約付	第31回社債間限定同順	100,000,000	101,487,000
電源開発 位特約付	第37回社債間限定同順	100,000,000	102,081,000
電源開発 位特約付	第39回社債間限定同順	100,000,000	103,068,000
電源開発 位特約付	第40回社債間限定同順	100,000,000	103,075,000
電源開発 位特約付	第41回社債間限定同順	100,000,000	102,564,000
電源開発 位特約付	第59回社債間限定同順	100,000,000	99,725,000
東京電力/	パワーグリッド 第2回	100,000,000	100,520,000
東京電力/	パワーグリッド 第6回	100,000,000	100,009,000

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	有1個証券通出書(內国投資信 298,320,000
東京電力パワーグリッド 第14回	100,000,000	99,654,000
東京瓦斯 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,473,000
東京瓦斯 第38回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	128,988,000
東邦瓦斯 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,745,000
北海道瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,485,000
広島ガス 第13回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,547,000
東京都競馬 第 3 回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,024,000
ファーストリテイリング 第 3 回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,171,000
ファーストリテイリング 第 4 回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,122,000
ソフトバンクグループ 第 5 4 回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,331,000
銘柄数:213	26,412,000,000	27,179,117,680
組入時価比率:4.1%		4.1%
		27,179,117,680
		655,234,990,019
	東京電力パワーグリッド 第14回東京瓦斯 第34回社債間限定同順位特約付東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付東邦瓦斯 第31回社債間限定同順位特約付北海道瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付 第13回社債間限定同順位特約付東京都競馬 第3回社債間限定同順位特約付ファーストリテイリング 第3回特定社債間限定同順位特約付ファーストリテイリング 第4回特定社債間限定同順位特約付ソフトバンクグループ 第54回社債間限定同順位特約付	東京電力パワーグリッド 第14回 100,000,000 東京瓦斯 第34回社債間限定同順 100,000,000 位特約付 100,000,000 位特約付 100,000,000 位特約付 100,000,000 位特約付 100,000,000 位特約付 100,000,000 値特約付 100,000,000 位特約付 100,000,000 定社債間限定同順位特約付 100,000,000 定社債間限定同順位特約付 100,000,000 第4回特 100,000,000 億間限定同順位特約付 100,000,000 億間限定同順位特約付 27トバンクグループ 第54回社 100,000,000 億間限定同順位特約付 26,412,000,000

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

#### 野村国内債券インデックスファンド

#### 2019年5月31日現在

資産総額	618,285,120円
負債総額	153,684円
純資産総額( - )	618,131,436円
発行済口数	504,754,197□
1口当たり純資産額( / )	1.2246円

#### (参考)国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

#### 2019年5月31日現在

資産総額	674,611,632,912円
負債総額	11,967,771,740円
純資産総額( - )	662,643,861,172円
発行済口数	494,379,285,548□
1口当たり純資産額( / )	1.3404円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金の額

2019年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

### (2)会社の機構

#### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

#### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

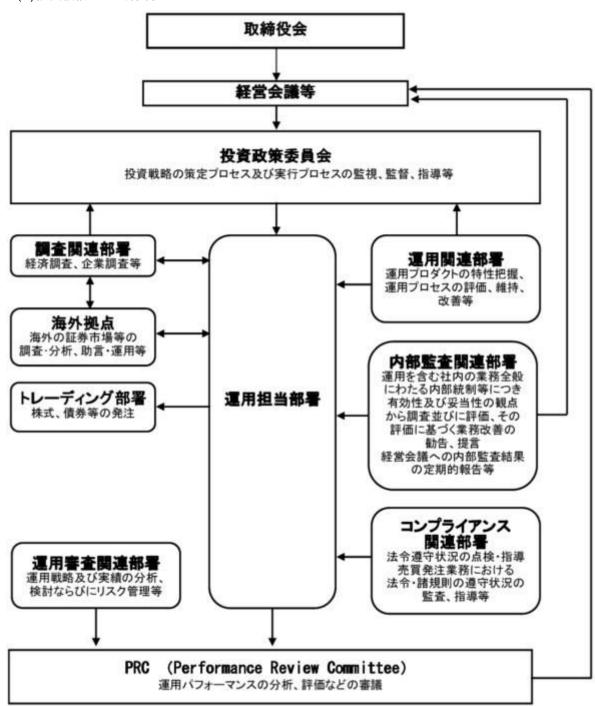
### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

#### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

#### (b)投資信託の運用体制



#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)

追加型株式投資信託	1,028	27,005,893
単位型株式投資信託	173	994,363
追加型公社債投資信託	14	5,235,105
単位型公社債投資信託	423	1,720,629
合計	1,638	34,955,990

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。 なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、 EY新日本有限責任監査法人となりました。

#### (1)【貸借対照表】

		前事業年度		当事業年度		
		(2018年	3月31日)	(2019年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
(資産の部)						
流動資産						
現金・預金			919		1,562	
金銭の信託			47,936		45,493	
有価証券			22,600		19,900	
前払金			0		-	
前払費用			26		27	
未収入金			464		500	
未収委託者報酬			24,059		25,246	
未収運用受託報酬			6,764		5,933	
その他			181		269	
貸倒引当金			15		15	
流動資産計			102,937		98,917	
固定資産						
有形固定資産			874		714	
建物	2	348		320		
器具備品	2	525		393		
無形固定資産			7,157		6,438	

				日岡毗刀停
ソフトウェア	7,156		6,437	
その他	0		0	
投資その他の資産		13,825		18,608
投資有価証券	1,184		1,562	
関係会社株式	9,033		12,631	
従業員長期貸付金	36		-	
長期差入保証金	54		235	
長期前払費用	36		22	
前払年金費用	2,350		2,001	
繰延税金資産	3,074		2,694	
その他	168		168	
貸倒引当金	0		-	
投資損失引当金	-		707	
固定資産計		23,969		25,761
資産合計		126,906		124,679

		前事業年度		当事業年度		
		(2018年	3月31日)	(2019年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百	百万円)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金			133		14	
未払金	1		17,853		16,70	
未払収益分配金		1		0		
未払償還金		31		25		
未払手数料		7,884		7,724		
関係会社未払金		7,930		7,422		
その他未払金		2,005		1,535		
未払費用	1		12,441		11,70	
未払法人税等			2,241		1,56	
前受収益			33		2	
賞与引当金			4,626		3,79	
流動負債計			37,329		33,94	
固定負債						
退職給付引当金			2,938		3,21	
時効後支払損引当金			548		55	
固定負債計			3,486		3,77	
負債合計			40,816		37,72	
(純資産の部)						
株主資本			86,078		86,92	
資本金			17,180		17,18	
資本剰余金			13,729		13,72	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		
利益剰余金			55,168		56,01	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		54,483		55,329		
別途積立金		24,606		24,606		
繰越利益剰余金		29,876		30,723		
評価・換算差額等			11		3	

その他有価証券評価差額金		11	33
純資産合計		86,090	86,958
負債・純資産合計		126,906	124,679

# (2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(	金額(百万円)		百万円)
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835
諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年4月1日	(自 2018年4月1日
	至 2018年3月31日)	至 2019年3月31日)

有価証:									
区分	注記番号	金額(百	百万円)	金額(百	万円)				
営業外収益									
受取配当金	1	4,031		6,538					
受取利息		4		0					
その他		362		424					
営業外収益計			4,398		6,964				
営業外費用									
支払利息		2		1					
金銭の信託運用損		312		489					
時効後支払損引当金繰入額		13		43					
為替差損		46		34					
その他		31		17					
営業外費用計			405		585				
経常利益			35,141		38,222				
特別利益									
投資有価証券等売却益		20		20					
関係会社清算益	3	-		29					
株式報酬受入益		75		85					
特別利益計			95		135				
特別損失									
投資有価証券等評価損		2		938					
関係会社株式評価損		-		161					
固定資産除却損	2	58		310					
投資損失引当金繰入額		-		707					
特別損失計			60		2,118				
税引前当期純利益			35,176		36,239				
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196				
法人税等調整額			439		370				
当期純利益			24,840		25,672				

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	(12:200)											
		株主資本										
		Ì	資本剰余金	 È		利益	剰余金					
					その他利		益剰余金		   <del>   </del>			
	資本金	資本準備金	その他	資本	利 益		繰	利 益	株主資本計			
			資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金合計				
			剰余金	合 計		積立金	利 益					
							剰余金					
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837			
当期変動額												
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598			
当期純利益							24,840	24,840	24,840			

							有	価証券届出書	(内国投資信託	£受益証券)
株主資本以外の										
項目の当期変動										
額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078	

(単位:百万円)

			(112.113)
	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	29	29	29
額)			
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

# 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本										
		資	資本剰余金利益剰余金									
							その他利	益剰余金		株主		
	資本金	資 本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金合計	利 益	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	資本合計			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078			
当期変動額												
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826			
当期純利益							25,672	25,672	25,672			
株主資本以外の												
項目の当期変動												
額(純額)												
当期変動額合計	-	-	-	-	ı	ı	846	846	846			
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924			

(単位:百万円)

評価・換算差額等

	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純	21	21	21
額)			
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

### [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物38~50年附属設備8~15年構築物20年器具備品4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

#### (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

#### (5) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控 除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しておりま す。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### [ 未適用の会計基準等 ]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

### [表示方法の変更に関する注記]

- (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)
  - 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

## [注記事項]

### 貸借対照表関係

前事業年度末	当事業年度末
(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
1.関係会社に対する資産及び負債	1.関係会社に対する資産及び負債
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて	いる 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている
ものは、次のとおりであります。	ものは、次のとおりであります。
未払費用 1,781百万	万円 未払費用 1,434百万円
   2.有形固定資産より控除した減価償却累計額	   2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 708百万	5円 <b>建物</b> 736百万円
器具備品 3,491	器具備品 3,106
合計 4,200	合計 3,842

#### 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2017年4月1日		(自 2018年4月1日	
至 2018年3月31日	)	至 2019年3月31日)	
1.関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係	系会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係	会社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	4,026百万円	受取配当金	6,531百万円
支払利息	2	支払利息	1
2.固定資産除却損 建物 器具備品 ソ フ ト ウ ェ ア 合計	4百万円 0 53 58	<ol> <li>固定資産除却損 建物 器具備品 ソ フ ト ウ ェ ア 合計</li> <li>関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清 清算配当です。</li> </ol>	-百万円 3 307 310

### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日2017年3月31日効力発生日2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820円基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,650百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,980円基準日2019年3月31日効力発生日2019年6月28日

### 金融商品関係

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

		ν.	ш. п/3/3/
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	1
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### 注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年17日	1年超	5年超	40年#7
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信 託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されている ため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合 は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理すること により、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。な お、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

### 注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で 構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引 先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済される ため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

### (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円(投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円)減損処理を行っております。

注3: 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

(1 = 1 = 7313)				
	4年17日	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493		-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933		-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

#### 有価証券関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2018年3月31日) 該当事項はありません。

- 3.子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2018年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	(П/111)	( [ ( [ ( [ ( [ ( [ ( ( [ ( ( ( ( ( ( (	(11/3/13)
貸借対照表計上額が取			
得原価を超えるもの			
101001111111111111111111111111111111111			
株式	_	_	_
1772			
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取			
得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22 600	22 600	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	_
A ±1			
合計	22,600	22,600	-

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

#### 退職給付関係

	前事業年度(	自	2017年4月 1	日 至	2018年3月31日
--	--------	---	-----------	-----	------------

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

- 2.確定給付制度
- (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

#### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.9%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

#### 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

### 2.確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表	に計上された退職給付引当金
及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
<ul><li>4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の費用処理額</li></ul>	951 百万円 179 434 598 38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255
5) 年金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次(	の通りです。
信券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
IO	• ,•

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分 と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮 しております。

### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 0.7% 退職一時金制度の割引率 0.4% 長期期待運用収益率 2.5%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

### 税効果会計関係

前事業年度末	当事業年度末
(2018年3月31日)	(2019年3月31日)

		有価証券届出	l書(内国投資信託
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	
内訳		内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	735	評価性引当額	1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
	733	繰延税金負債合計	635
	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
_			
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税	等の負担率	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	、税等の負担率
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されな		目	
い項目	3.4%	受取配当金等永久に益金に算入され	
タックスヘイブン税制	1.8%	ない項目	5.6%
外国税額控除	0.2%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国		外国税額控除	0.6%
源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外	
その他	0.4%	国源泉税	0.3%
	29.3%	その他	1.3%
_		 税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%
		_	

### セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

### (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2)地域ごとの情報

#### 売上局

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	3,000	入金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	2	未払費 用	-

(イ)子会社等 該当はありません。

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

### 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

### 1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借入	
親会社	野 村 ホ ー ル ディングス株 式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等	資金の返済	3,000	金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	1	未払費用	-

(イ)子会社等該当はありません。

#### (ウ) 兄弟会社等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

									<u> </u>	
	会社等				議決権等	関連当事者との		取引		期末
種類	の名称	所在地	資本金	事業の内容	の所有	関係	取引の内容	金額	科目	残高
	の石柳				(被所有)割合			(百万円)		(百万円)
						当社投資信託				
						の募集の取扱	机次合计厂			
						及び売出の取	投資信託に			
親会社の	野村證券株式	東京都	10,000	証券業		扱ならびに投	係る事務代	24 646	未払手数	0.440
子会社	会社	中央区	(百万円)	<b>业分</b> 果	-	資信託に係る	一行手数料の	34,646	料	6,410
						事務代行の委	支払(*2)			
						託等				
						役員の兼任				

### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

#### 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

### 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日		当事業年度 (自 2018年4月1日		
至 2018年3月31日)		至 2019年3月31日)		
1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益	16,714円33銭 4,822円68銭	1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益	16,882円89銭 4,984円30銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益にて株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在 株式が存在しないため記載しておりません。		
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	24,840百万円 24,840百万円 引訳 5,150,693株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	25,672百万円 25,672百万円 内訳 5,150,693株	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5【その他】

#### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託者

(a) 名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容			
		銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の			
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき			
		信託業務を営んでいます。			

<sup>\*2019</sup>年5月末現在

### (2)販売会社

(a)名称 (b)資本金の額 (c)事業の内容
-------------------------

  野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業			
11100万亿人		を営んでいます。			

<sup>\*2019</sup>年5月末現在

#### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

#### (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

#### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助ける ため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 亀 井 純 子

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員

公認会計士 

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊 藤 志 保

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経 理状況」に掲げられている野村国内債券インデックスファンドの2018年5月11日から2019年5月10日までの計算 期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を 行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明す ることにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るため に、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続 は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及 び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査 法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な 表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営 者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 野村国内債券インデックスファンドの2019年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間 の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

> 以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。